

**2025 年度 学士論文**

**アパレル産業のグローバル・サプライチェーンと企業の責任  
ー強制労働対策における NGO の機能と企業連携の必要性ー**

**2025 年 12 月 12 日  
早稲田大学 商学部 4 年  
1F220530-5 秩父麻衣**

## はしがき

約1年間に及ぶ卒業論文の執筆が終わり、長いようでいて振り返ればあっという間のゼミ生活であったと感じています。私が谷本ゼミを選んだ理由は、中学生の頃から興味を持っていたCSRやSDGsといった社会的責任に関するテーマを、唯一専門的にかつ多角的に取り扱っていたゼミだったからです。中学時代に授業でSDGsについて学んだことをきっかけに、高校では環境問題や人権問題に強い関心を抱き、卒業研究においても関連テーマを扱ってきました。高校での学びを通じて私が特に痛感したのは、個々人の行動変容はもちろん重要であるものの、グローバルなサプライチェーンを持ち、経済活動全体に大きな影響力を持つ企業経営の変革こそが、持続可能な社会を実現する上での鍵を握っているという点です。そこで、将来自分が働く側になった時に、社会的・環境的問題にどのように貢献できるのかという興味が芽生え、企業経営における社会的責任(CSR)の理論と実態について、深く学びたいと考えるようになりました。

谷本ゼミに入ってから、想像以上に忙しく、ゼミとその他の活動との両立が大変な日々でした。私たちは、台湾合宿、早稲祭での研究発表、他大学との合同発表、企業の方々と直接議論するステークホルダーミーティングなど、数々の実践的なイベントを経験してきました。特に台湾合宿では、当初「海外合宿って楽しそう」という漠然とした気持ちで参加しましたが、現地学生との交流を通じて、彼らの専門知識の深さや、それを流暢な英語で論理的に説明する能力の高さに触れ、知識量やコミュニケーション能力における差を痛感することになりました。また、その他の活動においても、自分の知識の偏りや、課題に対する真剣なアプローチの必要性など、多くの面で学びを得る機会となりました。また、日々の講義やプロジェクト研究を通して、谷本先生からは厳しくも丁寧で的確な指導を受けてきました。これらの経験は、最後まで問題に真摯に向き合い、解決に向けてきちんとやり抜くという強い自信へと繋がりました。谷本ゼミでの活動が終わってしまうことは寂しく思えますが、この2年間の活動は、単なる知識の習得に留まらず、自身の問題意識を学術的な枠組みの中で捉え直し、深めていく貴重な機会を与えてくれたと確信しています。

卒業論文のテーマを選定する上で、アパレル販売員としてのアルバイト経験が大きなきっかけとなりました。現場では、ファッションサイクルの加速に伴い、シーズンごとに大量の新作が納品され、売れ残った服が容赦なく在庫として処分されていく大量生産・大量廃棄という、環境負荷の高い実態を日常的に目の当たりにしてきました。さらに、「安ければいい」「流行が変わったら捨てる」といった、衣服の価値を価格で判断し、環境や社会への影響を度外視する消費行動が浸透している現状に強い危機感を覚えました。この「安さ」の裏側を突き詰めた結果、問題は環境負荷だけでなく、サプライチェーンの川上における強制労働リスクという人権問題に深く繋がっていることを知りました。そこでアパレル産業が抱えるこの課題をどのように解決できるのかを考察することが、本論文の目的となりました。

最後に、本論文を完成させるにあたり、多大なるご支援をいただいた皆様に心より感謝申し上げます。特に、貴重なお時間を割いてインタビューに応じてくださり、研究に不可欠な現場の知見を提供してくださったNPO法人ACEの皆様、そしてグローバルフェスタ JAPANにてお話を伺ったJANIC（国際協力NGOセンター）やILO協議会の方々にも、心より御礼申し上げます。

げます。そして、二年間にわたり厳しくも温かいご指導をくださった谷本先生、優しくサポートしてくださった先輩方、そしてともに成長してきた同期の仲間たちに、深く感謝いたします。谷本ゼミでの経験と得られた全てを活かし、これからも成長し続けていきたいと思えます。

2025年12月12日

秩父麻衣

## 目次

第1章：アパレル業界の現状と課題	p.5
第1節：アパレル業界のグローバル化とサプライチェーンの構造	p.5
第2節：本論文の構成	p.7
第2章：アパレルサプライチェーンにおける強制労働問題と企業責任	p.8
第1節：強制労働問題の背景としてのアパレル産業構造	P.8
第2節：生産者の労働問題	p.10
第3節：企業・行政の責任と制度的対応	p.15
第3章：NGOによるアパレル業界の強制労働是正とサプライチェーン改善	p.21
第1節：NGOの基本概念と現代的役割	p.21
第2節：アパレル産業における国際的NGOの活動事例	p.24
第3節：NGOの機能分析	p.28
第4章：アパレル企業とNGOの協働を支える制度的・社会的基盤	p.30
第1節：日本における企業とNGOの協働の制度的背景	p.30
第2節：企業とNGOの協働を制約する内部的課題	p.32
第3節：企業とNGOの協働を制約する外部的環境	p.34
第4節：企業×NGO協働の実効性を高める制度的・社会的基盤の整備	p.38
第5節：サステナブルファッションへの波及効果	p.39
第5章：企業責任とNGO協働の統合分析と展望	p.40
第1節：企業責任の再構築とNGOの機能的意義	p.40
第2節：本論文の課題	p.41
文献一覧	p.43

## 第1章 アパレル業界の現状と課題

### 第1節 アパレル業界のグローバル化とサプライチェーンの構造

本節では、本論文で扱う強制労働問題の発生構造を理解するための基礎として、アパレル業界におけるグローバル・サプライチェーンの構造と、その変遷を概観する。

#### (1) グローバル化とファストファッション

アパレル業界における労働問題の背景には、生産のグローバル化と、それに伴う価格競争の激化がある。そこで、まず産業革命から現在に至るまでの生産構造の歴史を概観する。

世界初の工場は綿織物工場であったように、アパレル産業は成立当初から、低価格な大量生産と搾取的な労働構造が密接に結びついた産業であった。18世紀のイギリスで産業革命が起こり、紡績・製織技術の機械化が進展した結果、衣服の価格が劇的に低下し、一般大衆に安価な綿製衣料が普及した。これについてピエトラ(2007)は、庶民が安価で流行を取り入れた衣服を着る喜びを知ったことで、需要が不可逆的に拡大していったと指摘している。

しかし、当時の綿花生産は奴隷制度に支えられていたという事実は、現代の課題を考える上で重要である。

20世紀後半になると、先進国における人件費上昇を背景に、生産拠点を発展途上国へと移転させるようになり、アパレル産業のグローバル・サプライチェーンが急速に形成された。現在では、縫製工程を中心とした生産は、バングラデシュ、ベトナム、インド、中国などの国々に集中しており、企画・販売は先進国企業が担うという分業構造が形成されている。

このようなグローバル生産体制のもとで登場したのが、谷本(2022)が「流行を取り入れながら短期間で大量生産し、低価格で大量販売する」と定義するファストファッションである。この概念が日本で広く定着するようになったきっかけの一つとして、2000年代以降、H&M、FOREVER21、GAP、ZARA、そして日本のユニクロなどが銀座や原宿といった都心部で相次いで大型店を出店したことが挙げられる。近年では中国発の格安ブランドSHEINも若年層を中心に支持を集めている。しかしこうしたファストファッションは、短いサイクルで衣類が次々と生産されるため、数回の着用で廃棄されたり、未使用のまま処分されるケースも少なくない。またサプライチェーンでの過酷な労働環境や有害化学物質の使用などによる環境への負荷が問題となっている。それにもかかわらず、安さを重視する消費者からの需要は依然として高く、社会的・環境的に問題があるとされる企業の商品が人気を集め続けているという矛盾した状況が生じている。

#### (2) サステナブルファッションの登場

こうした問題を背景に、近年では「サステナブルファッション」への関心が高まっている。サステナブルファッションとは、環境省によると、「衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取り組み」のことである。この概念は、1960年代のエコ・ファッション、1990年代のエシカルファッション、2000年代のスロー・ファッションといった議論を経て発展してきた。いわゆるサステナブルファッションとは、環境負荷の低減と社会的公正を同時に追求

するものである。サステナブルファッションは、衣類のリユースやリサイクル、再生素材の活用、長期使用を前提とした製品設計など、循環型の発想に基づいて展開されている。また、消費者においても「大量消費・大量廃棄」から「長く使う」行動様式への転換が求められている。このように、サステナブルファッションは、ファッション産業が環境問題と社会問題の双方に対応していくための重要なアプローチとして位置づけられる。しかし、こうした取り組みの多くは環境配慮に重点が置かれやすく、サプライチェーン末端における労働者の人権問題、とりわけ強制労働や低賃金労働の実態は、必ずしも十分に改善されてきたとは言い難い。

### (3) グローバルサプライチェーンにおける労働リスク

グローバルサプライチェーンの拡大は、労働者人権侵害という深刻な問題を繰り返し引き起こしてきた。その象徴的な事例が、2013年にバングラデシュで起きたラナ・プラザ崩落事故である。この事故では、縫製工場などが入居していた複合ビルが倒壊し、1130人以上が犠牲となり、2,500人以上が負傷するという惨事となった。犠牲者の多くは低賃金で働いていた若い女性労働者であった。

事故の前日には建物に亀裂が入っていることが確認されていたにも関わらず、工場のオーナーは労働者に出勤を命令しこの事故が起きた。この事故を受けて、世界各国から批判が殺到し、複数の有名ファッションブランドがこの建物内の工場を利用していた事実が明るみに出た。劣悪な労働環境と企業の管理責任の欠如が国際社会から強く批判され、消費者にとってもバングラデシュの惨劇と自身の生活が無関係ではないことを強く認識させる契機となった。このラナ・プラザ崩落事故は、アパレル産業において強制労働や人権侵害が、特定の企業の不祥事にとどまらず、グローバルな生産構造そのものに内在する問題であることを示している。多国籍企業は、低コストを求めて生産拠点を複数国に分散させ、多重下請け構造のもとで製造を行っているが、この構造が責任の所在を不明確にし、労働者の安全や権利が後回しにされやすい状況を生み出している。

こうした問題に対応するため、近年では多くの企業がCSR(企業の社会的責任)の強化やサプライチェーン監査、情報開示などの対策を進めている。しかし、それらが労働問題の根本的解決に十分に機能しているのかについては、依然として大きな課題が残されている。

Know The Chainによる「2023 Apparel & Footwear Benchmark」は、世界の大手アパレル・フットウェア企業65社を対象に、サプライチェーンにおける強制労働リスクへの対応状況を評価した最新版の報告書である。同報告書によれば、アパレル産業における人権リスクは依然として深刻であり、多くの企業が人権侵害防止のための先進的なデューデリジェンスを十分に実施できていない。平均スコアは100点中21点と低水準であり、特に「労働者救済」(7点)および「労働者の声」(15点)の項目における対応の遅れが顕著である。また、評価対象企業の1割以上が5点以下という極めて低い評価を受けており、およそ半数の企業のサプライチェーンで強制労働の疑いが指摘されている。

## 第2節 本論文の構成

以上の問題意識を踏まえ、本論文では、アパレル産業のグローバル・サプライチェーンにおける強制労働問題の是正という複雑な課題に対し、企業とNGOの協働の実効性という観点から分析を行い、その強化策を提言することを目的とする。

本論文は、以下の5つの章によって構成される。第1章では本論文の背景と問題の所在、研究目的と意義、論文全体の構成について記述する。第2章では、アパレル産業の構造的な問題を詳述し、企業単独による自主的な是正努力の構造的限界を事例を通じて論証する。第3章では、RQ1「途上国におけるアパレル産業において、NGOはどのように労働問題の是正と持続可能なサプライチェーン構築に貢献しているのか。」に対し、NGOが企業に代わって果たす役割を、具体的な活動事例やインタビュー調査を用いて分析する。第4章では、RQ2「日本において、アパレル企業がサプライチェーンにおける強制労働問題を実効的に是正・予防するために、どのような制度的・社会的環境の整備が必要か」について協働を阻む国内の制度的・社会的課題を特定し、その克服に向けた強化策を検討する。第5章では、本論文の分析結果（RQ1, RQ2の回答）を総括し、強制労働是正に向けた取り組みがサステナブルファッション全体にもたらす波及効果を提示する。また、本研究に残された課題と今後の展望を述べる。

## 第2章 アパレルサプライチェーンにおける強制労働問題と企業責任

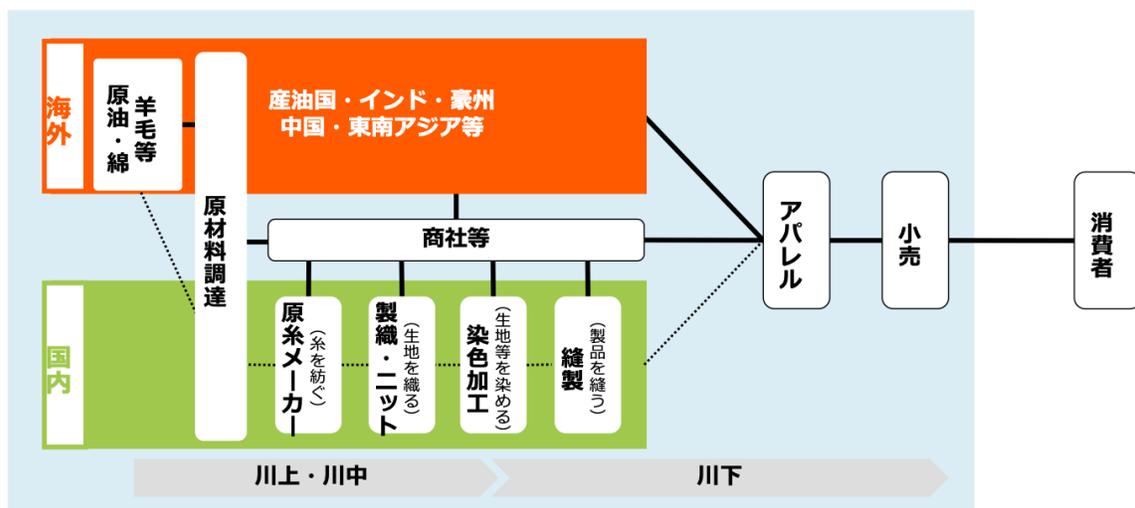
### 第1節 強制労働問題の背景としてのアパレル産業構造

日本経済新聞（2025）によると、総合アパレルはカジュアル衣料からスーツ、フォーマルウェアまで幅広い衣料品の企画・製造・販売を手掛け、多様な販売チャネルを展開する業態である。業務は主に、デザイナーやパタンナーが担当する「クリエイター」、商品企画や価格設定、発注を担う「マーチャンダイザー（MD）」、そして店舗での販売を行う「リテール」に大別される。株式会社矢野経済研究所の2024年の調査によると、2023年の国内アパレル総小売市場規模は前年比103.7%の8兆3,564億円となり、3年連続で成長を続けている。

アパレル製品は、綿・ポリエステル・ポリウレタンなど多様な原料（繊維）を起点として生産される。加藤・奥山(2020)によれば、繊維・アパレル産業の生産および流通構造を単純化すると、企画・デザイン・原料調達、生地、生産（縫製）、小売といったサプライチェーンが存在し、各段階には卸や商社が介在する場合がある。また、染色・整理・加工業者は製品の種類に応じて機能を分担している。アパレル企業は卸の一形態といえるものの、企画・デザインを自らの責任で行い、在庫リスクや販売リスクを負担する点で、衣服生産の起点となる主体である。本論文では、「アパレル」を自社の責任で企画・デザインを行う業態とし、「縫製業」を縫製の受注生産のみを行う業態として区別する。

多くのアパレル企業は、海外の取引先に自社製品の生産を全面的に委託し、完成品を買い取って自社ブランドとして販売してきた。アパレルサプライチェーンの最大の特徴は、その多層的な下請け構造にある。この多重下請け構造は、アパレル企業によるサプライチェーン全体の可視性を困難にしている。

図表 2-1 日本のアパレル産業の典型的なサプライチェーン



出所：経済産業省(2024)1, p.9より引用<sup>1</sup>。

また近年のアパレル業界の特徴として、生産拠点のグローバルシフトが挙げられる。経済産業省の2022年の調査によれば、日本で販売されている衣服の約98%は海外からの輸入であり、国内市場は高い輸入依存度を有している。アパレル産業では、製品を生産する企業は「サプライヤー」、これらのサプライヤーに発注し製品を買い取るアパレル企業は「バイヤー」と呼ばれる。バイヤーは取引をいつでも自由に解消できる強い立場にあり、その結果、サプライヤーはバイヤーの要求に応じて低コストかつ高品質な製品を提供することを求められる。選択権がバイヤー側にある構造上、下請け企業に負担が集中しやすく、特に人件費の削減が優先される傾向にある。このため、安価な労働力を求めてアジア諸国へ生産拠点を移転する動きが長期的に進んできた。さらに伊藤（2016）は、世界的なアパレル企業が下請け工場に求める条件として、「低価格での生産」と「短納期での大量生産」の二点を挙げている。こうした要求を満たすために、現地工場では劣悪な労働環境のもと、長時間労働が常態化していることを指摘している。

図表2-2のように、世界のアパレル輸出の約4割を中国が占めており、ついでバングラデシュ、ベトナムが5%ほどのシェアを有している。一方で、輸入面においては、アメリカが最大の消費国であり、これにドイツ、日本、イギリス、フランスを加えた上位5カ国が過半数のシェアを占めている。中国のアパレル輸出は、2010年代前半から増加傾向が鈍化し、2015年以降は減少傾向に転じた。この変化の背景の一つには、リーマン・ショック以降、先進国を中心に世界経済の成長率が低下したことがある。しかし、主要な輸入国における動向を分析すると、バングラデシュ、ベトナム、インド、トルコ、インドネシア、イタリア、カンボジアなど、中国以外の国からのアパレル輸入は増加している点が注目される。このことから、中国のアパレル輸出の減少は、単なる輸入国側の景気要因だけではなく、生産拠点が中国からこれら地域へとシフトしているという構造の変化が、より大きな要因となっていると考えられる。

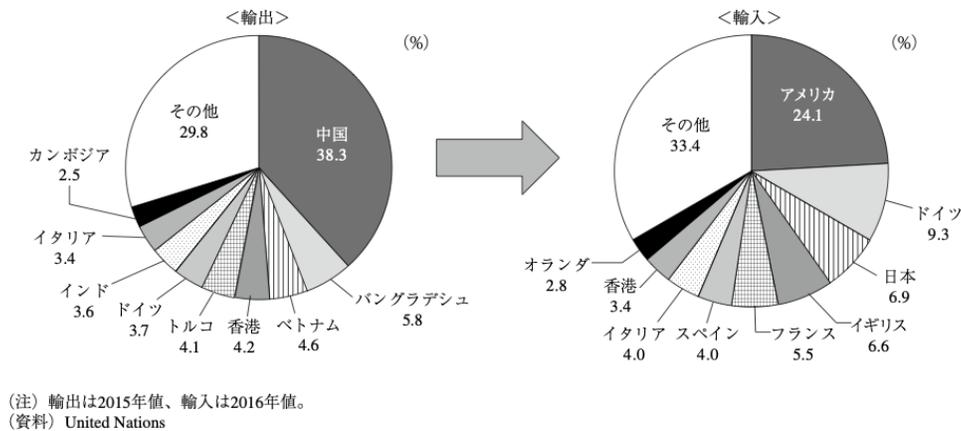
中国から東南・南アジアへのアパレル生産シフトの主因としては労働コスト上昇が挙げられるが、単なるコスト差では説明が不十分である。2010年代前半に生産移転が加速した背景には、中国の一人当たり名目GDPが主要輸入国の10%を超え、割安感が相対的に薄れたことに加え、人民元の上昇と他新興国の通貨安により、中国と他国の労働コスト格差が拡大したことがある。日本総研(2018)による「重力モデル」を用いた推計でも、輸出国の一人当たり名目GDPが輸入国の10%を超えると、貿易の転換が見られる傾向が示されている。

なお、日本もかつては1960年代に世界のアパレル輸出の10%超を占める主要輸出国であった。しかし、その後の人件費上昇に伴い、生産拠点の海外移転が進行した結果、輸出シェアは急速に低下した。

現在では、国内市場における輸入依存度（ $\text{輸入} \div [\text{国内生産} + \text{輸入} - \text{輸出}]$ ）は95%を超える水準で推移しており、高度に輸入依存的な構造が定着している。東南・南アジア諸国においても近年は労働コストの上昇が顕著であり、さらなる低コスト地域を求める動きが現れている。例えば、アパレル大手のユニクロは、アフリカ初の生産拠点としてエチオピアに進出し、2018年には試験生産を開始した。当面はアジア域内でのコスト競争力のある地域が中心となるものの、今後は欧州市場向け輸出を見据え、アジア以外の地域を含むグローバルなサプライチェーンの再編が進展していくことが予想される。

図表 2-2：世界のアパレル輸出・輸入シェア（HS61 類）

図表 1 世界のアパレル輸出・輸入シェア（HS61類）



出典：熊谷(2018)p.32 より引用。<sup>2</sup>

## 第 2 節 生産者の労働問題

### (1) アパレル業界の強制労働

国際労働機関(ILO)は、1930年に採択した「強制労働条約(第29号)」第2条において、強制労働を「ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、右の者が自らの自由意思で申し出たものではない一切の労務」と定義している。加えて「処罰の脅威、自発意思のない状況下で提供される一切の労務」という二つの要件によって特徴付けている。この強制労働は、現代のアパレル産業においても深刻な人権問題として国際的に指摘されている。

とりわけ、グローバル化が進み、先進国企業が生産を人件費の安い途上国へ外注する構造のもとで、下請け企業で劣悪な労働環境のもと、低賃金・長時間労働を強いられる「スウェットショップ問題」が顕在化してきた。多重下請け構造により企業の責任の所在が不明確になりやすい点も問題が一企業にとどまらず、業界全体に拡大する要因となっている。

この問題が世界的に注目を集める契機となった事例の一つが、1997年から1998年にかけて発覚したNIKEのベトナム工場をめぐる問題である。NIKEの契約工場では、若年女性労働者が最低賃金を大きく下回る賃金で、違法な長時間残業を強いられていたほか、安全衛生面やハラスメントなどの人権侵害も報告された。これらの実態がNGOによって公表されると、全米で大規模な不買運動が展開され、同社は深刻なブランド価値の低下に直面した。当初は、同社のフィル・ナイト会長兼CEOはこれらの指摘を否定し、消極的な姿勢を示していたが、収益の減少と株価の下落（前年比60%）を受け、1997年にはスウェットショップの根絶に向けて米国政府と合意するに至った。この事例は、強制労働や人権侵害は、特定の企業の倫理意識の

欠如だけでなく、低コスト競争を前提とした国際的な生産体制そのものに起因する問題であることを示している。

現在においても、強制労働および児童労働の問題は依然として深刻である。児童労働は、本人の自由な意思に基づかない就労という点で、国際的には強制労働の一形態としても位置づけられており、本論文で扱う強制労働問題とも密接に関連している。

国際労働機関（ILO）と国連児童基金（UNICEF）が2025年に公表した「児童労働の世界推計報告」によると、2024年時点で世界には約1億3,800万人の子どもが児童労働に従事しており、そのうち約5,400万人が、子どもたちの健康や安全、さらには心身の発達に深刻な悪影響を及ぼす可能性のある「危険有害労働」に従事しているとされている。2020年以降、児童労働に従事する子どもの数は2,000万人以上減少するなど一定の改善は見られるものの、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられている「2025年までに児童労働を撤廃する」という目標は依然として達成されていない。

児童労働は、子どもたちから教育の機会を奪い、将来の選択肢や可能性を狭めるだけでなく、身体的・精神的な危険にもさらす重大な人権侵害である。またその背景には、貧困や質の高い教育が行き渡っていない社会構造が存在しており、子どもを働かせることによって世代間の貧困の連鎖が再生産されるという深刻な問題を引き起こしている。

こうした児童労働の問題は、アパレル産業とも密接に関係している。特に、原材料であるコットンの生産現場において密接に結びついている。NPO法人ACEによれば、コットン畑で働く子どもたちは長時間の受粉作業や収穫作業に従事させられ、学校へ通うことができず、また大人よりも安価な労働力として利用されている実態が明らかにされている。

その代表的な事例がインドである。インドでは、国内外で使用されるコットンの種子が大量に生産されており、その生産現場では35万人以上の子どもが働いているとされ、そのうち6～7割が女の子であると報告されている。これらの子どもたちの多くは、親の借金を返済するため、あるいは家計を支えるために働かされており、長時間労働のため学校に通うことができず、低賃金で過酷な労働に従事している。

このように、アパレル業界における強制労働や児童労働の問題は、単なる一部の工場や地域にとどまらず、原材料の生産段階からグローバルなサプライチェーン全体に組み込まれた構造的な問題として存在している。アパレル産業は、安価で大量の製品供給を可能にする一方で、その背後では、子どもや労働者の犠牲の上に成り立つ生産構造が長年にわたり温存されてきたのである。

さらに近年では、インターネットの普及とともに、企業活動を監視・調査し情報発を行うNGOが台頭し、国内外にネットワークを拡大させている。これにより企業は、途上国における社会的・環境的課題を隠すことが困難となり、CSRを求める市民の意識を無視できなくなってきたと谷本(2020)は指摘している。アパレル産業においても、単に自社工場に限らず、下請けや孫請けを含めた生産現場における強制労働の防止が、企業責任として強く問われるようになってきている。

## (2)事例分析-バングラデシュ-

アパレル業界における強制労働問題についての事例分析として、世界二位の衣類品輸出国であるバングラデシュを取り上げる。

### ①動向

2023年バングラデシュでは、輸出額450億ドル、シェアが7.9%、前年比27%増と衣類品の輸出国として一定の地位を築いている。バングラデシュの多くの縫製工場が、GAP(アメリカ)やZARA(スペイン)、H&M(スウェーデン)などの企業のした下請けとして機能している。

バングラデシュは、欧州市場に地理的に近い利点から、ベトナムやカンボジアに代わる輸出拠点として活用されてきた。一方で、これまでの低賃金労働に対する見直しの動きも進んでいる。2018年末の総選挙を前に最低賃金の引き上げ機運が高まり、衣類労働者連盟は現行の5,300タカ(約60ドル)から16,000タカへの引き上げを要求している。引き上げ幅は調整される見通しであるが、8,000タカ程度までの上昇が予測されている。加えて、2013年の縫製工場崩落事故を契機に、労働環境改善への国内外の圧力が強まり、政府は安全性や福利厚生に関する監査体制の強化を進めている。

2024年の8月初旬、15年間にわたり政権を担ってきたシェイク・ハシナ首相が、騒乱を受けて退陣し、暫定政権が発足するという政変が発生した。これにより、基幹産業である縫製業では、政変の前後に一時的な工場の創業停止や物流の混乱が生じた。こうした背景からジェトロによる「2024年度海外進出日系企業実態調査(アジア・オセアニア編)」の調査では、「不安定な政治・社会情勢」を懸念材料として挙げた回答の割合は、2023年の66.3%から2024年には94.8%へと大幅に増加した。ただし同年11月には関連日系企業の事業も正常に戻っており、直接的な影響は出ていない。

### ②労働者の特徴

長田(2016)によると、バングラデシュが世界二位の衣料品輸出国へと成長した背景には、安価な労働力、特に若年層の労働力が豊富に存在していることが大きく寄与していると指摘している。ジェトロの2014年の調査によると、ワーカーの月額賃金は、86ドルとなっており、上海やマニラ、ハノイといった他の生産国の賃金と比べても安い。

また労働者の手先の器用さも、競争力の一因として指摘している。バングラデシュでは伝統的に「カンタ」と呼ばれる刺し子を作る習慣があり、多くの女性は若年期から家庭内で裁縫に親しんでいる。そのため裁縫工場で働く年齢に達する頃には、すでに基本的な裁縫技術を習得している女性が多い。このような背景から、企業は高い技能を保有する女性労働者を極めて安いコストで雇用することができる。

バングラデシュ国内には約5,600の縫製工場が存在するとされており、縫製産業に従事する労働者数は約400万人にのぼる。そのうち約8割を女性が占めており、本産業が女性の主要な雇用機会となっていることがうかがえる。バングラデシュの首都ダッカ近郊の縫製工場働く女性には大きく分けて3つの共通する特徴が見られる。第一に、彼女たちの多くは学歴が低く、貧困層の出身であり、父親や夫の職業は農業や日雇い労働である場合が多い。第二に、多くの女性が地方出身者である点が挙げられる。1997年に実施された調査によると、縫製工場

で働く女性のうち73%が農村から首都ダッカに移住してきた人々であった。男性の場合も地方出身者が76.3%と性別を問わず、縫製工場で働く人は農村からの移住者が多い。三つ目は、縫製工場で働く女性たちは様々な社会的困難を抱えているということだ。とりわけ寡婦、離婚者、遺棄者の割合が年々増加していると指摘されている。バングラデシュの女性たちが縫製工場に働く主な理由の一つには、貧困から脱却したいという思いがある。彼女たちは家計を支える手段として都市部の工場労働を選択している。実際、バングラデシュは近年著しい経済成長を遂げており、2004年以降、2008年および2009年をのぞいて毎年6%台のGDP成長率を持続している。しかし都市部にもスラム街が広がっており、バングラデシュの経済成長の恩恵は国民一人一人には届いていない。

### ③労働問題

バングラデシュの縫製工場には多くの労働問題が存在している。長田(2016)によれば、外資系工場と比較して現地工場の方が、また輸出加工区内の工場と比較して輸出加工区外の工場の方が、生産規模の大きな工場と比較して小規模な工場の方が、労働環境の劣悪さが深刻であると指摘されている。バングラデシュの労働法では、最低賃金以下で雇用の禁止、1日8時間を超える労働の禁止、週に1.5日の休日を設定などを定めている。しかし、実際の現場ではそれらが十分に守られていないのが現状である。日常的に長時間労働が行なわれ、残業代が適切に支払われていないというケースも多く、労働環境の不当性が問題視されている。また工場内の騒音、悪臭、高温といった問題による縫製行員の罹病率が高く、病気を理由に働けなくなってしまうケースも多発している。さらに児童労働の問題も存在する。労働法では12歳以下の子供はいかなる分野でも働くことを禁止されている。しかし貧困家庭の子供たちは重要な労働力として見なされ、多くの子供たちが就労を余儀なくされている。大人よりも扱いやすく低賃金で働かせることができるため、労働法で禁止されているにも関わらず、子供を雇用する工場が依然として後を断たないのが現状である。

また工場火災、工場倒壊といった事故も起きている。2012年には、タズリーン・ファッション社の火災事故が発生した。この会社はウォルマート・ストアーズやウォルト・ディズニー社などの下請け工場であることが判明し、国際的な問題となった。また先述したように、2013年4月24日には、首都ダッカで、ラナプラザ崩落事故が発生した。この事故を受けて、政府、国際機関、先進国企業などがそれぞれ対応を行ってきた。まず、バングラデシュ政府は2013年7月に縫製産業部門の火災および建築構造に対する安全性の向上を目的とした行動方針を発表し、同年12月には労働法の改正とともに、最低賃金を3,000タカ(約4,000円)から5,300タカ(約7,100円)へと引き上げた。また国際労働機関(ILO)も積極的に対応しており、2013年10月にはカナダ、オランダ、イギリス政府からの資金提供を受けて、縫製産業の労働環境改善に向けた取り組みを開始した。さらに同年12月にはNGOと連携し、生存者の社会復帰や技能向上プログラムを実施し、2014年1月にはラナ・プラザ信託基金を設立して犠牲者への補償金の支払いを開始している。先進国企業の対応としては、ヨーロッパ系企業を中心とする「バングラデシュにおける火災予防及び建設物の安全に関する協定(アコード)」および、アメリカ系企業を中心とした「バングラデシュ労働者の安全のための同盟(アライアンス)」の結成が挙げられる。しかし、これらの取り組みは期間限定の協定であり、主に工場

の安全性に関する調査にとどまっていることから、労働者の人権保障には不十分であるとの批判もある。

### (3)強制労働が発生する構造的要因

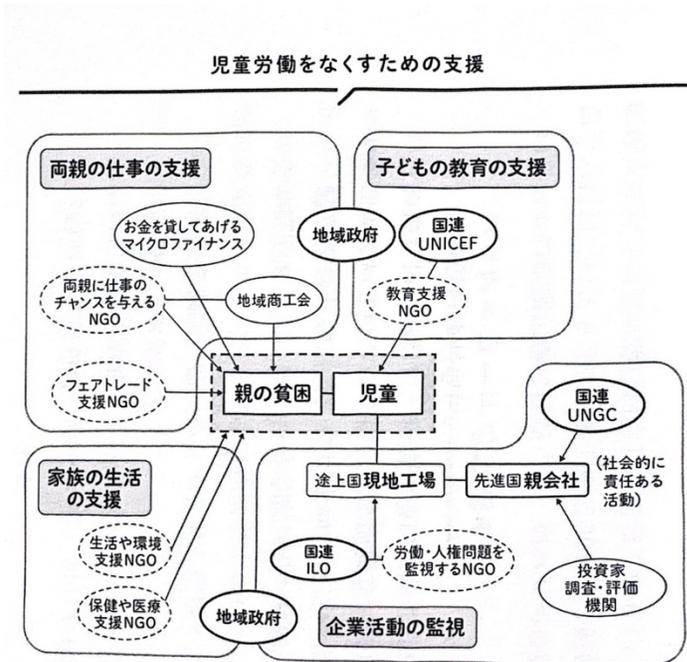
今回はバングラデシュの事例について取り上げたが、このような構造的問題は他の途上国においても広く見られる。経済のグローバル化が進んでいる中で、先進国は豊かな経済基盤を築く一方で、途上国との経済的格差はむしろ拡大しており、それに伴って労働・人権問題や環境問題が深刻化している。特に、先進国の企業が主導するグローバルサプライチェーンの中で、途上国の下請け工場では劣悪な労働環境のもとで過酷な労働を強いられる「スウェットショップ問題」が顕在化している。長田(2016)は、先進国企業が非常に低い価格での生産を工場側に要求し、「この価格で生産できなければ注文を与えない」「この日までに生産できなければ、契約を停止する」といった強圧的な交渉を工場経営者に行っていることを指摘している。これは、先進国の企業が経済的な優位性を背景に権力を行使し、途上国の工場経営者や労働者がその要求に従わざるを得ないという一方的な主従関係を示している。

このように、サプライチェーンの最下層に位置する労働者は、グローバル経済の恩恵を受けるどころか、むしろその負担を強いられており、倫理的な視点からの是正が強く求められている。

また児童労働の問題についても、単一の要因ではなく、複雑な構造問題が指摘されている。ACEは、コットン生産地における児童労働問題の背景として、①コットン生産地の家庭の問題、②親や地域の大人の問題、③雇用問題、④学校・教育環境、⑤社会的慣習、⑥環境・健康面での影響、⑦政府の取り組み不足といった複数の要因が重なり合っていることを挙げている。このことから、強制労働や児童労働は、個人の意思や一企業の責任のみで説明できる問題ではなく、社会構造全体の歪みの中で起こる問題であると分かる。

さらに、谷本(2022)は、途上国における児童労働の是正に向けては、①両親の仕事の支援、②家族の生活の支援、③子供の教育の支援、④企業活動の監査という4つの要素を同時に進める必要があると指摘している。これらの要素は互いに密接に関連しており、一つの側面だけを改善しても持続的な解決には至らない。このような多面的課題に対処するためには、政府、国際機関、NGO、企業といった多様なアクターが、それぞれの役割を果たしながら連携して取り組む必要がある。

図表 2-3 : 児童労働をなくすための支援



出典：谷本寛治(2022) p.93 より引用。

以上のような構造的要因と複合的な課題を踏まえ、次節では、こうした主要な外部ファクターが果たすべき役割と、実際に行われている主な活動事例を整理し、アパレル産業における労働問題の解決に向けた連携の実態を明らかにしていく。

### 第3節 企業・行政の責任と制度的対応

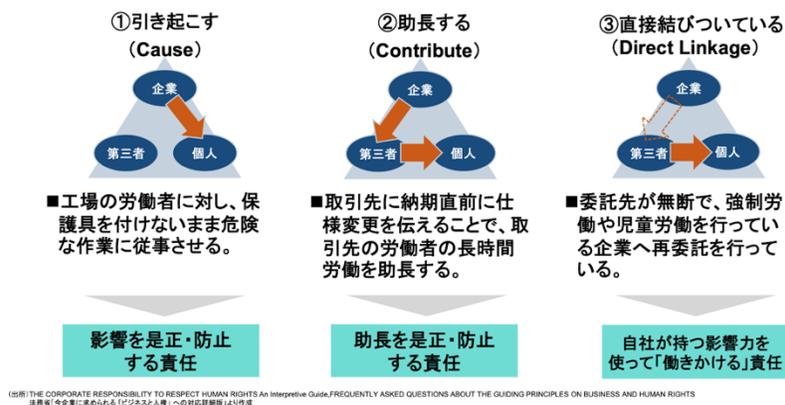
#### (1)労働問題に関する国際的な行政動向

政府機関は、法制度の整備、開発援助、外交政策を通じてアパレル産業における途上国の労働環境改善に関与している。特に、労働基準、貿易政策、国際開発協力の枠組みを通じて、労働者保護の促進や社会的規範の形成に寄与する役割を果たしている。

こうした企業活動と人権の関係性に関する国際的枠組みとして、2011年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則（UN Guiding Principles on Business and Human Rights : UNGP）」がある。三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2024)によると、UNGPは国家および企業の責任と被害者の権利を整理したものであり、①国家の人権保護義務、②企業の人権尊重責任、③救済へのアクセスという三つの柱によって構成されている。この中でも特に注目すべきは、企業の人権尊重責任の項目である。企業が自社の直接的な事業活動のみならず、取引関係を通じてサプライチェーン上で発生する人権侵害に対しても責任を負う点を明確にしている。すなわち、企業はサプライヤーや下請企業による強制労働や児童労働

働といった人権侵害についても、企業として可能な限りの措置を講じ、是正に向けて積極的に関与することが求められている。具体的には、人権デュー・ディリジェンスの実施を通じて、人権侵害の予防・軽減・是正を継続的に行うことが求められている。UNGP 自体には法的拘束力はないものの、政府、企業、市民社会、国際機関など多様なステークホルダーが策定に関与したことから、その正当性と規範性は高く、現在では各国の政策立案や企業の行動指針に幅広く反映されている。とりわけ、長く複雑な国際サプライチェーンを有するアパレル産業においては、UNGP は企業責任を考える上での基本的枠組みとして重要な意味を持つ。

図表 2-4：企業の人権尊重責任の類型



出典：三菱リサーチ&コンサルティング(2024)p.15 より引用<sup>3</sup>。

また、国連は「UN Global Compact(UNGC)」を通じて、企業による持続可能な経営と社会的責任の実践を推進している。谷本(2020)によると、UNGC は 1999 年 1 月に開始され、企業に対して、人権、労働、環境、腐敗防止の 4 分野にわたる 10 原則を提示し実践するように要請している。署名企業に対しては、これらの原則に基づく活動の継続的な実施と報告が求められている。こちらに関しても、法的拘束力はなく、企業が自主的に守っていくガイドラインであるため、各企業が自主的に実効性のあるものにするのが求められる。また毎年どのように取り組んでいるのかをまとめた報告書を提出することが義務づけられている。

労働基準の分野において中心的役割を担ってきたのが国際労働機関 (ILO) である。ILO は、持続可能な開発目標 (SDGs) のターゲット 8.7、すなわち児童労働の撲滅および最悪の形態の児童労働の即時撤廃の達成に向けて、ユニセフと連携しつつ、各国政府、企業、市民社会などすべてのステークホルダーに対し、積極的な取り組みを呼びかけている。この目標に向けて、ILO は 2021 年に「アクション・プレッジ (Action Pledge)」という枠組みを通じて、多様なアクター間の協働を促進し、児童労働撤廃に向けたマルチステークホルダーの共同行動を支援・調整する役割を果たしてきた。この取り組みでは、関係主体が相互に知見を共有し、成功事例や効果的なプロジェクトを特定・拡張することで、国際的な課題解決の連携強化が図られている。また、ILO は児童労働を規制する国際基準のひとつである「就業が認められるための最低年齢に関する条約 (第 138 号、1973 年)」の普遍的批准を目指し、各国政府への働き

かけを強化している。批准を誓約した諸国に対しては、批准プロセスの加速とその履行の実効性確保に向けた具体的な支援が継続的に行われている。

現場レベルにおける介入としては、ユニセフおよび日本の政府開発援助機関である JICA の取り組みが挙げられる。ユニセフは、児童労働問題の可視化、民間セクターとの連携、教育支援、制度改革支援などを通じて、児童労働の根本原因に対する包括的なアプローチを重視している。2020 年時点では、57 カ国において児童労働撤廃に関する支援活動が展開している。一方、日本の政府開発援助(ODA)を担う JICA は、「人間の安全保障」を基本理念とし、開発途上国における労働環境の改善や貧困対策、人材育成を支援している。JICA の国際協力は、途上国政府や地域住民といった現地関係者のみならず、民間企業、自治体、NGO、学術機関等、国内外の多様なアクターとの協働・共創を通じた「開発インパクトの最大化」を目的としており、パートナーシップの強化を重視した包括的なアプローチを特徴としている。

このような国際制度と現場支援の連携を示す代表的事例として、1990 年代のバングラデシュ縫製産業における児童労働問題への対応が挙げられる。国際労働機関(ILO)は「就業が認められるための最低年齢に関する条約(第 138 号条約)」にて、15 歳未満の青少年の就労を原則として禁止している。しかしながら、1990 年代前半、バングラデシュの縫製工場において 14 歳以下の児童労働が行われている実態が国際的に問題視された。アメリカでは児童労働により生産された製品の輸入禁止法案が提出され、不買運動が拡大した。これを受け、縫製産業の業界団体であるバングラデシュ衣料品製造業者・輸出業者協会 (BGMEA) は、14 歳以下の児童労働者の即時解雇を決定した。しかしながら、ユニセフはこの一斉解雇に対し、何らの補償措置もないまま解雇された児童が、より過酷で危険な労働環境へ流れるリスクを指摘し、強い懸念を表明した。その後、ILO とユニセフが連携し、解雇された児童とその家族への支援を行いながら、段階的な児童労働撤廃を進める形へと方針転換が図られた。この事例は、行政機関と国際機関、産業団体が連携することで、単なる規制ではなく、社会的配慮を伴った是正が可能であることを示している。

さらに、2013 年 4 月 24 日に発生したラナプラザ崩落事故を契機として、縫製工場における安全・衛生基準の国際的見直しも急速に進展した。事故の約 1 か月後には、欧州のアパレルブランド、労働組合、生産者側が参加する「バングラデシュにおける火災および建物の安全性に関する協定 (Accord)」が策定され、建築構造、火災防止、避難経路などに関する具体的な安全基準が定められた。署名企業は、取引条件として委託工場の基準遵守を求め、監査と是正勧告を通じて改善を促した。その後、2020 年には RMG Sustainability Council (RSC) が発足し、現在では「国際アコード (International Accord)」の枠組みの下で工場監査と改善指導が継続されている。日本企業ではファーストリテイリングがこの国際協定に参加している。同様に、北米向け輸出工場を対象とした「バングラデシュ労働者の安全のための同盟 (アライアンス)」も発足し、火災・建築安全の監査や教育が実施された。BGMEA の発表によれば、加盟企業の多くがアコードやアライアンスの基準を高い水準で満たしており、縫製業における安全性向上は一定程度進展したと評価されている。

以上のように、国際社会では UNGP や ILO 条約、国際アコードをはじめとする制度的枠組みが整備され、アパレル産業の労働環境改善は一定の進展を見せている。しかし、それらの多くは法的拘束力に乏しく、実効性は各国政府や企業の自主的取り組みに依存している側面が大きい。この制度の限界は、途上国の労働現場と、消費国である先進国の企業・市場との間に存在する構造的な規制の弱さとして表れている。強制労働問題の解消に向けては、国際枠組みの実効性をいかに担保し、日本企業や日本政府がそれをどのように実装していくのが、今後の重要な課題であるといえる。

## (2) 企業責任とサプライチェーン監査の限界

近年では、グローバルアパレル企業に対して、サプライチェーン上の人権状況に関する説明責任と情報開示を求める声が国際的に高まっている。こうした背景のもと、ブランド企業は持続可能な調達と労働者の権利保護に向けた取り組みを強化しており、その対応の差異が企業イメージや消費者行動に影響を与えている。

本節では、国際 NGO 「Fashion Revolution」 が毎年公表するファッション透明性インデックス (Fashion Transparency Index) を手がかりとして、主要グローバル・アパレル企業の人権対応の現状を整理する。同指標は、企業のサプライヤー公開、監査体制、是正措置、労働者保護などを多面的に評価するものであり、企業の人権対応の可視化してきた点に特徴がある。

2023 年の同指数において、H&M (90%)、ユニクロ (80%) といった主要グローバル企業はいずれも高得点を獲得しており、一定の取り組みが評価されている。しかし一方で、これらの企業はいずれも、強制労働、長時間労働、低賃金、劣悪な労働環境などの問題が国際的に指摘されてきた企業でもある。

現在の高評価は、当初から自発的に達成されたものではなく、長年にわたる批判や是正要求を受けながら段階的に形成されてきた結果であると言える。本節では、H&M およびユニクロ (ファーストリテイリング) に焦点を当て、両者が過去に直面した労働問題と、その後に進めてきた企業主導の是正対応について整理する。そのうえで、企業責任の限界と外部主体の果たす役割について明らかにする。

### <H&M>

H&M は、グローバル SPA の中でもサプライチェーンの透明性や労働環境改善への取り組みで先進的と評価されているが、その地位は NGO や市民社会による外部圧力と監視によって大きく進化してきた経緯がある。H&M が自主的に行動規範を定めていたにもかかわらず、そのサプライチェーンでは長らく問題が指摘されてきた。例えば、2015 年カンボジアの提携工場における低賃金や劣悪な労働条件といった過酷な労働環境が NGO によって指摘された際に、企業は当初の監査体制の不備を認め、誠実に改善を重ねた。

こうした外部からの度重なる指摘を契機として、現在では企業行動を大きく変容させている。H&M は、世界中で製造された製品が 700 社以上のサプライヤーによって作られるサプライチェーンにおいて、強制労働および児童労働に対してゼロトレランスの方針を掲げている。すべてのサプライヤーに厳格な方針の遵守と署名を求め、サプライチェーン全体で厳格な監査と監視を実施している。特に、同社は労働者のエンパワーメントにも注力しており、賃金管理

システムの改善を通じて公正な報酬を目指すとともに、110万人以上の縫製労働者が民主的に選出された労働者代表者を持つに至った。さらに、H&Mは透明性を重要視し、商品ページで素材、生産国、サプライヤー、提携先工場を公開する仕組みを整えている。これは、消費者に対し倫理的な購買判断の基盤を提供し、業界全体のスタンダードを引き上げようとする試みである。

しかし、このような先進的な取り組みにもかかわらず、その実効性については依然として外部から厳しい目が向けられている。2022年には、米国で「Conscious Choice」ラインの素材表示の不適切さからグリーンウォッシングの疑いにより批判を受け、同社のサステナビリティ戦略に対する信頼性が問われる事態となった。この事実は、企業が自主的に行う情報公開や表示が、外部の検証や法的拘束力を欠く場合、恣意的な判断と見なされるリスクを示している。

また、同社は工場レベルでの労働者のエンパワーメントを進めているものの、そのサプライチェーン全体では、下請け工場に対する過度な負担や、労働環境に関する課題が依然として存在していることが指摘されている。これは、企業がトップダウンで監査やエンパワーメントを進めても、アパレル産業特有の短納期・低価格要求といった構造的な圧力が現場の労働環境改善を阻むという限界を示すものである。

したがって、H&Mの事例は、企業による自主的な努力が、NGOの告発という外部圧力によって初めて実効的な改善へと導かれ、その改善努力が継続的な監視によって担保されるのであり、企業の自主的な責任遂行には構造的限界があることを明確に示している。

#### <ユニクロ>

ユニクロを展開する株式会社ファーストリテイリングは、日本を代表するグローバルSPA企業であり、生産地の多くを中国やバングラデシュなどの途上国に依存してきた。長田(2017)によれば、2008年11月、同社の代表取締役会長兼社長である柳井正氏が「バングラデシュを第2の生産基地にしたい」と発言したことは、日本国内の中小アパレル企業に大きな影響を与え、以降バングラデシュは衣料品の生産国として注目されるようになったと指摘されている。

同社のサプライチェーンにおける人権リスクは、NGOの潜入調査によって具体的に暴露されることとなった。2015年1月、香港のNGOであるNGO「多国籍企業の労務実態を監視する学者と学生の会」(以下SACOM)と国際NGO「ヒューマンライツ・ナウ」は、ユニクロの中国国内の下請け工場に対する潜入調査を共同で行い報告書を公表した。この調査では、長時間にわたる過重労働、極めて過酷な労働環境、厳格な労働者管理システム、そして労働者が異議を申し立てる機関の不在といった、深刻な問題が指摘された。

これを受け、ファーストリテイリングは独自調査と改善への協力を示したが、同年8月のSACOMによるフォローアップ調査では、依然として長時間労働や安全衛生面の抜本的な改善が見られないことが報告された。しかし、このNGOによる継続的な外部圧力が、企業の情報開示と透明性向上という具体的な行動変容を促した。批判と監視が続く中で、ユニクロは2017年2月から「主要縫製工場リスト」を公開し、さらに2018年11月には、サプライチェーンの深部にあたる二次取引先の主要素材工場のリストまで公開を開始した。この透明性の向上は、企業が外部からの批判を受け入れ、自主的な監査と並行して情報開示によって責任を担保しようとした明確な前進である。このユニクロの事例は、企業の自主的な取り組みが構造的

な課題に直面した際、NGOによる実態調査と継続的な告発という外部圧力が、企業をより踏み込んだ透明性の確保と行動変容へと導く極めて重要な役割を果たしたことを示している。

H&M およびユニクロの事例分析から明らかとなったのは、グローバル・アパレル企業が強制労働問題に対してサプライチェーンの情報公開や監査体制の強化といった一定の是正努力を行っているものの、企業単独の取り組みには構造的な限界が存在するという点である。これらの取り組みは評価できる一方で、いずれの企業も強制労働の温床となる低賃金構造や不安定雇用、労働者の交渉力の弱さといった根本的要因を十分に解消するには至っていない。その背景には、企業が発注主体であると同時に利益追求主体でもあるという構造的ジレンマが存在している。価格競争と短納期が常態化するグローバル・サプライチェーンのもとでは、人権尊重の取り組みは常にコスト削減との緊張関係に置かれ、企業の自主的努力のみによって強制労働を根絶することは困難である。

このような企業の限界を補完し、是正圧力と実効性を担保する主体として、NGO および行政の役割が不可欠となる。NGO は、現地調査や告発活動、労働者支援を通じて企業活動を監視し、社会に対して問題を可視化する役割を担っている。一方、行政は法制度の整備、国際条約の批准、貿易政策や開発援助などを通じて、企業行動に対する強制力と制度的裏付けを与える存在である。すなわち、アパレル産業における強制労働問題の解決には、企業の自主的取り組みだけでなく、NGO による監視と支援、そして行政による制度的規制と国際協調が相互に補完し合う「三者連携」が不可欠である。本研究では、こうした連携構造の中で、特に NGO が果たす役割に焦点を当て、その実態と意義を明らかにしていく。

---

<sup>1</sup> 経済産業省(2024)「繊維産業の現状と政策について」  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/fiber/pdf/240516.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/240516.pdf) (最終閲覧日：2025年12月1日)

<sup>2</sup> 最新のデータが確認できなかったため、2018年度のデータを使用

<sup>3</sup> 三菱リサーチ&コンサルティング「「ビジネスと人権」に関する国内外の最新動向」  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/attach/pdf/jinken-seminar-14.pdf>(最終閲覧日 2025年12月3日)

### 第3章 NGOによるアパレル業界の強制労働是正とサプライチェーン改善

本章では、RQ1「途上国におけるアパレル産業において、NGOはどのように労働問題の是正と持続可能なサプライチェーン構築に貢献しているのか。」を考察する。

#### 第1節 NGOの基本概念と現代的役割

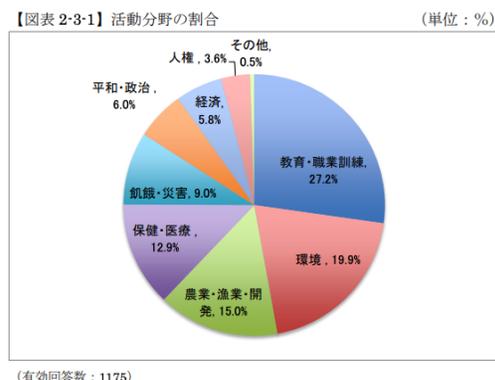
##### (1) NGOの定義と国内動向

NGO (Non-Governmental Organization : 非政府組織) とは、外務省の定義によれば、開発、貧困、平和、人道、環境といった地球規模の課題に対して、自発的に取り組む非政府・非営利の組織を指す用語である。毛利(2011)は、NGOの特徴として、①非政府性、②非営利性、③組織性、④自己統治性、⑤自発性、⑥公共性の6点を挙げ、NGOを「利潤を追求することを第一の目的とせず、公益的な活動を行う民間の組織である」と定義している。

1998年の特定非営利活動促進法(NPO法)の施行以降、日本においても多くの市民団体が法人格を取得し、国際NGOの組織基盤は安定化してきた。さらに近年では、国際社会における人権意識の高まりや、CSRおよび人権デューデリジェンスへの関心の拡大を背景に、日本においても「人権」を主要な活動分野とする団体が拡大傾向にある。外務省と国際協力NGOセンター(JANIC)が2022年に発行した『NGOデータブック2021』(図表3-2)によると、『NGOデータブック2016』(図表3-1)と比較して、人権分野に取り組むNGOの割合が拡大していることが確認できる。このことから、従来の教育・保健・貧困対策に加えて、労働問題や社会的公正を対象とする活動が強まっていることが読み取れる。

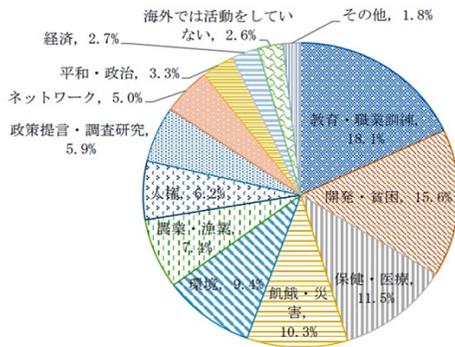
『NGOデータブック2021』の調査によれば、海外における日本のNGOの活動分野は、「人権」に取り組む団体の割合が約5ポイント増加している。また、活動が関連すると考えられるSDGs(持続可能な開発目標)の項目においても、ゴール10(不平等の是正)、ゴール16(平和と公正)、ゴール17(パートナーシップ)への関心が前回調査より大きく伸びている。この変化は、国際社会における格差拡大や社会的分断、ナショナリズムの高まりといった近年の潮流を背景に、NGOが多様なアクターとの連携を通じて、公正で包摂的な社会の実現を目指す方向へと活動を深化させていることを示唆している。

図表 3-1 : 活動分野の割合



出典: 外務省『NGOデータブック2016-数字で見る日本のNGO-』p.28より引用。

図表 3-2：海外事業の活動分野割合



出典：外務省『NGO データブック 2021-数字で見る日本のNGO-』p.30 より引用。

また、近年では「現地化（localization）」の潮流のもと、現地団体との協働や権限移譲を重視した支援形態が拡大している。『NGO データブック 2021』から読み取れる海外事業の実施主体に着目すると、現地カウンターパート主体となる事業、または現地カウンターパートと連携して実施される事業が、前回の 2016 年調査に比べ約 1.5 倍増加している。日本の NGO にも「現地化」の進展がうかがわれる。この傾向は、日本の NGO が単なる支援者としてではなく、現地とのパートナーシップを重視しながら人材育成や協働型プロジェクトに力を入れていることを示唆している(楯・長谷川, 2023)。これは、現地の労働者や住民自身が問題解決の主体となる体制構築を重視する動きであり、労働者の権利意識向上や、強制労働を生み出す構造そのものへの介入にもつながっている。

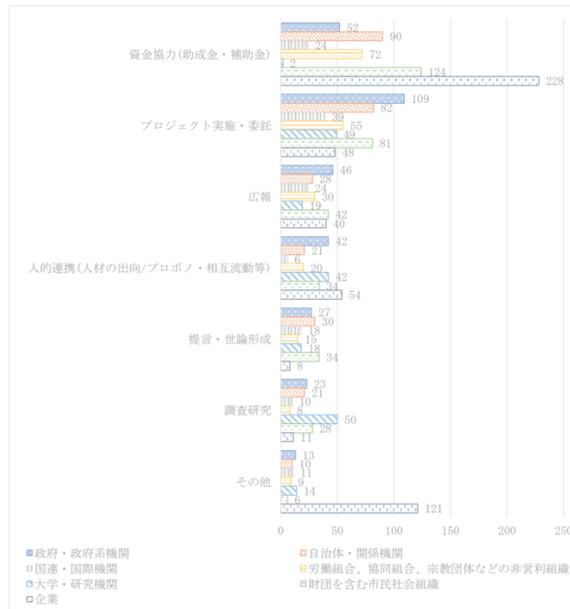
## (2)NGO の主要な活動内容と他セクターとの連携

人権 NGO は、その非政府的性質を活かし、国際的な人権基準の実現において独自の役割を担う。毛利（2011）は、その機能として情報収集・事実調査、国際機構へのロビー活動、人権条約履行の監視、および人権の保護を挙げている。特に、NGO は国際機関に先立ち早期に現場に立ち入り、深刻な人権侵害の事実を認定する機動性と専門性を有している。この独自情報に基づき、国連などの場で問題改善を訴え、さらには政府の報告書とは別に「カウンターレポート」（対抗報告書）を提出することで、条約委員会が公平に審査するための重要な資料を提供し、人権条約の履行監視という役割を果たす。

また、NGO は複雑な地球規模の課題解決には単一セクターでは対応できないことから、他セクターとの連携を重視している。外務省「NGO データブック 2021」においても、NGO が活動を行う際に何らかの団体・機関と連携しているかを尋ねた調査で、210 団体中 176 団体（83.8%）が「連携している」と回答しており、合計 1,988 件の連携事例が報告されている。図表 3-3 の連携内容の回答によると、全体的に「資金協力」および「プロジェクト実施・委

託」が多い傾向にあり、特に企業セクターとの連携件数が最も多いことがわかった。中でも資金面での協力を受けている事例が顕著である。

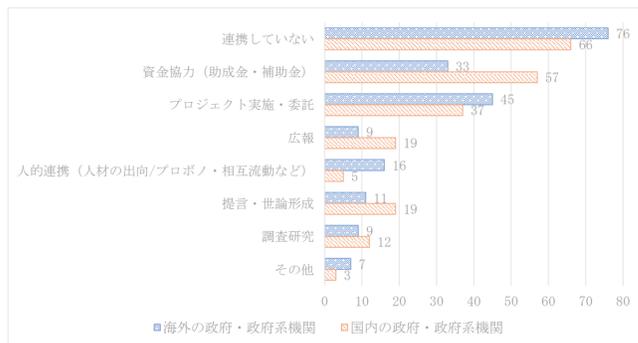
図表 3-3：他組織との連携



出典：外務省『NGO データブック 2021-数字で見る日本の NGO-』 p.39 より引用。

さらに、NGO と日本政府・政府系機関の連携は 1990 年代以降活発化し、様々な制度や仕組みが整備されてきた。代表的なものとして、外務省による「日本 NGO 連携無償資金協力 (N 連)」や、JICA による「草の根技術協力事業 (草の根技協)」が挙げられる。また図表 3-4 から、海外の政府・政府系機関との連携内容について、176 団体中 81 団体から調査結果を得ており、最も多い連携内容は、「プロジェクト実施・委託」(45 団体)であり、次に「資金協力」が多かった。海外事業においては、活動国・地域の政府との情報共有や意思疎通、共同でのプロジェクト実施が不可欠であり、国内に比べて人的交流を含む連携が多い傾向も確認されている。また国内外を問わず「情報の提供・交換・共有」が多く挙げられており、NGO 活動における情報連携の重要性が示唆される。

図表 3-4：国内外の政府・政府系機関との連携



図表 4.2.3 国内外の政府・政府系機関との連携

出典：外務省『NGO データブック 2021-数字で見る日本のNGO-』p.40 より引用。

## 第2節 アパレル産業における国際的NGOの活動事例

本節では、強制労働問題の是正に貢献するNGOの具体的な活動を、その機能別に分類して分析する。事例からは、NGOが主に監視・規範設定機能と現場介入・能力開発機能という二つの側面から貢献していることが示唆される。なお、本研究では、後述する認定NPO法人ACEの事例分析にあたり、現場での活動経験を持つ担当者に対するインタビュー調査を実施し、その知見を反映している。

### (1) 監査・告発機能：国際人権NGO ヒューマンライツ・ナウの事例

企業の自主的な監査では見逃されがちな人権侵害の実態を暴き、社会的な規範を設定することで是正を促すのが監視・規範設定機能である。国際人権NGOであるヒューマンライツ・ナウ(HRN)は、この機能の典型的な担い手の一つである。同団体は「国際的に確立された人権基準に基づき、紛争や人権侵害のない公正な世界をめざし、日本から国境を越えて人権侵害をなくすために活動している」と説明しており、国内外における人権問題の解決に向けた活動を積極的に展開している。

ヒューマンライツ・ナウの効果的な活動事例として、第2章で取り扱ったユニクロの中国国内製造請負工における権利侵害の取り組みをあげる。2014年、中国で創業する日本ブランドユニクロの縫製工場における労働環境の共同調査プロジェクトを、香港を拠点とするNGO「SACOM」とLabor Action China(中国労働透視、以下「LAC」)と共に開始した。

次に具体的な調査方法についてまとめる。伊藤(2016)によると、まず2014年7月から11月にかけてヒューマンライツ・ナウ、SACOM、LACの3団体で実態調査を行った。その後労働環境に関する情報をより深く収集するために、潜入調査を行った。SACOMの調査員がユニクロにアパレル製品を提供している香港資本の会社「Pacific」と「Luen Thai」の2社に一般労働者として潜入した。その中で労働契約、就労時間記録といった情報や書類の証拠集め、約30回に及ぶ聞き取り調査を行った。これらの調査によって、工場の労働者が長時間低賃金で働かされるといった劣悪な労働環境があることが明らかになった。2015年1月にSACOMが「中国国内ユニクロ下請け工場における労働環境調査報告書」をリリースした。またヒューマン

ライツ・ナウも日本語版報告書をウェブサイト公開した。またこの2団体は製造業社とファーストリテイリングに対して、改善を求める勧告を行った。

この調査の重要な点は、HRNが単一の企業に焦点を当てるのではなく、調査対象となった工場がH&M、Inditex (ZARA)、Marks & Spencerといった複数の国際的な主要ブランドのサプライチェーンに組み込まれていたことを明らかにした点である。ヒューマンライツ・ナウは、この調査結果を公表した後、当該工場と関わりを持つ国際ブランドそれぞれに対してアプローチを実施した。具体的には、ロンドンを拠点とする国際人権団体「ビジネスと人権資料センター」(BHRRC)のウェブサイトに調査結果の公表を依頼し、このプラットフォームを通じて、当該工場と関わりを持つ国際ブランドそれぞれに対して、どのように改善するのかを回答させた。

これにより、ヒューマンライツ・ナウは、個別企業の自主性に委ねるのではなく、国際的な規範を背景に複数の主要ブランドに対して共同で責任を果たすよう外部圧力をかけ、サプライチェーン全体の透明性と是正へのコミットメントを引き出す役割を果たした。これは、NGOの監視・告発機能が、個別企業の批判にとどまらず、業界全体に新たな規範を適用し、企業間の協調的な改善を促すうえで極めて有効であることを示している。

## (2)現場介入・能力開発機能：認定NPO法人ACEの事例

企業の監査では到底手が届かない現地社会の構造的課題に直接介入し、労働者の問題解決能力を涵養することで、強制労働の根本的解決を目指すのが現場介入・能力開発機能である。認定NPO法人ACE(エース)は、児童労働の撤廃と予防をパーパスに掲げ、この機能を集中的に発揮している国際協力NGOである。

ACE公式ウェブサイトによると、当団体は「世界の力を解き放つー子どもたちに自由の力を。すべての人に変革の力をー」をパーパスに掲げ、児童労働の撤廃と予防に取り組む国際協力NGOである。2014年にノーベル平和賞を受賞したカイラシュ・サティヤルティさんが呼びかけ、世界103カ国で行われた「児童労働に反対するグローバルマーチ」を日本でも実施するため、1997年に学生5人で設立された。インドのコットン生産地域およびガーナのカカオ生産地域を中心に、教育環境の整備や保護者の所得向上支援を通じて児童労働の撤廃を目指す活動を継続的に実施している。

2010年、インドにおける「ピース・インドプロジェクト」第1期の支援を開始している。2023年3月には、これまでの活動が評価され、「第6回ジャパンSDGsアワード」において「SDGs推進本部長(内閣総理大臣)賞」を受賞した。「ピース・インドプロジェクト」は、2010年よりインド・テランガナ州において展開されている。本プロジェクトでは、危険な労働環境から児童を保護し、彼らの就学を徹底することを目的としている。

ACEによると、まず2007年からコットン産業の児童労働に関する現地調査と情報操作を開始した。この調査から、インド南部では、コットンの種子および綿の栽培が盛んに行われている一方で、経済的に困窮した家庭が多く存在している。とりわけ識字率は約44%と低水準にとどまり、教育の普及が遅れている状況が見受けられる。また、児童婚の慣習が根強く残っており、特に女子児童においては義務教育を十分に受けることが困難であり、その結果としてコッ

トン畑での労働に従事せざるを得ないケースが多く報告された。さらに、保護者が雇用主から前払い賃金を受け取ることで発生する負債が、債務労働の原因となっており、子どもが労働からの離脱を果たせない事例も散見された。加えて、コットン栽培に使用される農薬による健康被害も深刻であり、児童が命を落とす事例も報告された。加えて、行政による支援施策が地域社会に十分に浸透しておらず、そもそも住民にその存在自体が認知されていないという課題も確認された。

こうした状況を踏まえ、危険な児童労働から子どもを保護し、就学の徹底を図るとともに、地域住民の自立を促進することを目的として、インド・アンドラ・プラデシュ州（現テランガナ州）において、現地パートナー団体 SPEED（Society for People's Education and Economic Development）と連携し、「ピース・インド・プロジェクト」の実施を決定した。こうして補習教育を提供するブリッジスクールの運営、女子児童の自立支援のための職業訓練の提供、ならびに保護者に対する所得向上支援など、包括的な取り組みを実施してきた。また現地パートナー団体 SPEED においても、本プロジェクトを通じて組織運営の基盤が徐々に整備され、地域住民や行政機関との協働に関するノウハウを蓄積することで、団体としての組織的成熟が見られるようになった。その結果、ACE と連携して活動を展開する段階を経て、今後は SPEED 単独で「ピース・インド・プロジェクト」を継続的に実施可能であるとの見通しが得られた。

### (3)インタビュー調査

NGO の実際の取り組みとその効果、そして現状の課題についての理解を深めるため、特定非営利活動法人 ACE（エース）の現場活動や消費者啓発活動の担当経験がある S 氏に対し、インタビューを実施した。インタビューの概要は以下のとおりである。

- ・調査対象：特定非営利活動法人 ACE（エース） 啓発・市民参加事業担当 S 氏
- ・実施日時：2025 年 10 月 10 日（金）15:00～16:00
- ・実施方法：オンライン（Microsoft Teams）

S 氏は、人事・総務業務に加えて、労働組合と NGO による連携組織の運営、学校向け出前授業、消費者向け啓発活動など多様な業務を担っている。特に、児童労働に関する教育・広報活動を重視しており、チョコレート等の関連製品を通じて消費者に問題の背景を伝える役割を果たしている。経験業務には、主にガーナのカカオ生産地域における「しあわせへのチョコレート」プロジェクトの運営が含まれるが、カカオとコットンはいずれもグローバルサプライチェーンにおける児童労働・貧困の問題構造を共有しており、現地での介入手法や課題は共通しているため、本研究ではその知見をアパレル産業における NGO の機能分析として援用する。

#### ①児童労働発生 of 構造的要因と企業の責任

インタビューを通じ、現地で児童労働が生じる要因は、単なる貧困に留まらない複合的な構造的課題に根差していることが明らかになった。要因として、家庭の親の貧困や大人の労働者の低賃金といった経済的側面だけでなく、学校へのアクセスの難しさ（親の識字率の低さ）、「子どもが働いて当たり前」という社会の慣習、そしてビジネス側の「価格を抑えたい」というニーズが挙げられた。特に、消費者の「安価に買いたい」というニーズに企業が応じようと

することが負の連鎖を生み出しているという指摘は、企業の利益追求と人権コストの間の構造的なジレンマを裏付けている。この認識に基づき、ACE は日本の消費行動の中に潜む原料（コットンとカカオ）を意図的に活動対象として選び、世論に働きかけることを活動の根本的な理由の一つとしている。

## ②NGO の現場介入機能と実効性

こうした複雑な構造的課題に対し、NGO の活動は、企業や政府が入り込めない「家庭レベルの状況」に介入することで実効性を担保している。ACE は、インド（ピース・インド・プロジェクト）やガーナ（しあわせへのチョコレート）にて、極度の貧困家庭への対応や児童の学校への出席率の維持といった、地道な作業を通じて、1つの村に対して3~4年かけて児童労働をゼロにするプログラムを実施してきた。また、ノウハウがない農家に対して、換金作物を栽培しない時期に食用作物（唐辛子、米など）の栽培や、カカオの木の植え方など、品質を上げるための指導を人が入ってサポートし、保護者の収入向上を直接的に支援している。こうした活動の終了の基準は全世帯の子供の就学率で判断され、各世帯のモニタリングと、村人自身による維持のための啓発活動を見て最終的に決めている。終了後も1年後などにフォローアップのモニタリングを行い、就学率を一つの指標として状況を確認し、報告してもらうルールがある。

しかし、その活動は気候変動による換金作物の不作や、学校環境を整えるための国の予算不足といったNGO 単独での解決が困難な複合的な問題に直面しており、NGO の活動の限界も示唆されている。

## ③「現場知見の橋渡し」という役割

S氏は、NGO の最も大きな役割を「現場を知っている」点に求め、その強みを活かして政策提言を行う「橋渡し役」としての機能に価値を見出していると述べた。企業や政府機関が立ち入れない家庭レベルの現場の声を把握し、その声を政策提言や国際会議の場で橋渡しできる点が、最大の効果であるという。

長年の活動の結果、ガーナではガーナ政府とともに国家計画の文脈で児童労働撤廃に向けたプロジェクトを走らせるまでに至った。また、企業、行政、NGO が参画する「サステナブルカカオプラットフォーム」が立ち上がっていることも、トップダウンの動きと現場からの声の両方が融合した成果であると評価している。このことから、NGO の役割は、単なる資金協力やプロジェクト実施に留まらず、「現場を知っている」というノウハウを情報提供し、社会の「仕組み」を変えることに繋がる橋渡し役を維持し続けることにありと結論づけられる。

これらのACE の事例は、児童労働問題の背景にある貧困や社会的慣習といった根源的な課題に対し、現場に密着した多角的かつ長期的なアプローチが有効であることを示している。特に、現地パートナー団体との協働、保護者の所得向上支援、そして行政への政策提言は、サプライチェーンの持続可能性の土台となる地域社会の自立を促す上で、NGO が不可欠な役割を果たすことを証明している。

### 第3節 NGOの機能分析

以上の事例分析とインタビュー調査を踏まえ、RQ1「途上国におけるアパレル産業において、NGOはどのように労働問題の是正と持続可能なサプライチェーン構築に貢献しているのか。」に対する回答を総括する。

#### (1)企業の限界の補完とNGOの役割の定義

第2章で確認されたように、アパレル産業の特徴である低コスト競争の圧力下では、企業単独の取り組みでは強制労働の根本的要因を解消するには至らないという構造的な限界がある。この課題を克服し、是正の実効性を確保するために、企業の限界を補完するNGOの存在が不可欠である。ACEの事務局長を務めていた白木（2013）は、NGOの役割を「ステークホルダーが果たせていない役割を補ったり、本来の役割を果たせるように能力を強化したり、ステークホルダーの間に立ってコミュニケーションを促進し、連携が進むようにサポートすること」と述べている。NGOの貢献は、この定義に基づき、事例から抽出された以下の3つの主要な機能に集約される。

#### (2)NGOの3つの機能と実効性の担保

##### ①現地社会への介入と能力開発機能

ACEの事例が示すように、強制労働の背景にある貧困、低賃金、教育格差といった根源的な課題に対し、NGOは現場レベルで介入し、能力開発を促す。途上国において地域を支える行政が十分に役割を果たせない状況下では、NGOが間に入り支援することで、住民自らが問題解決能力を涵養し、そのニーズを関係行政機関へと橋渡しする。このアプローチは、外部からの一時的支援に依存せず、住民主体による継続的な社会的資本の形成を可能とする点において、事業の持続性確保の観点から極めて有用である。ACEによる貧困家庭への支援や農業技術指導などの多角的な取り組みは、まさにこの機能を具現化している。

##### ②監視・規範設定機能と橋渡し役

NGOは、企業活動を外部からは正す監視・規範設定機能を果たす。ヒューマンライツ・ナウの活動は、国際的な規範を設定し、企業に人権デューデリジェンスの実施を迫る社会的圧力として機能する。また、NGOの最大の強みは「企業や政府が立ち入れない家庭レベルの現場を知っていること」であり、その声を社会や政策に反映させる橋渡し役であるという点に集約される。白木（2013）が指摘するように、現地の実情に精通した立場からの情報発信は、企業の自主監査では隠蔽されがちな深刻な実態を社会に公表する監視機能を果たし、企業に対する強力な是正圧力となる。

##### ③情報発信と意識変革機能

NGO は、現地での活動を基に、サプライチェーンの最終地点である消費国においても重要な役割を担う。日本の NGO としては、国内の消費者に対し、原料生産の背景にある問題を伝え、倫理的な消費行動を促す役割も担っている。

「児童労働」という言葉が一般的に知られるようになり、企業がプラットフォームで協働するようになったのは、消費者の声が届いた結果である。この情報発信は、消費者の倫理的意識を喚起し、企業に対する社会的な規範の順守を促す強力な是正圧力となる。この途上国支援と国内の意識改革をつなぐ多面的な活動こそが、企業の自主的な努力では達成できない、社会的な規範の確立に不可欠である。

以上の統合分析を通じて、アパレル産業における NGO の活動は、「地域社会の自立」、「政府との協働」、そして「消費者意識の変革」という多層的な意義を持つことが明らかになった。企業の自主的な努力が構造的な課題を前に限界に直面する中で、NGO の現場知見に基づく監視と能力開発こそが、強制労働問題の是正に実効性をもたらす鍵となる。

## 第4章 アパレル企業と NGO の協働を支える制度的・社会的基盤

本章では、第3章で明らかになった NGO の機能と、企業単独の取り組みの限界を踏まえ、RQ2「日本において、アパレル企業がサプライチェーンにおける強制労働問題を実効的に是正・予防するために、どのような制度的・社会的環境の整備が必要か」に答える。アパレル企業が強制労働リスクの把握や是正を行うには、企業内部のガバナンスのみならず、外部の制度環境・社会環境が不可欠である。特に、NGO をはじめとする市民社会組織は、企業がアクセスしづらい現場情報の提供や、人権リスクの検証、労働者支援において補完的な役割を果たしてきた。しかし、企業と NGO の協働は依然として企業の自発性に依存しており、制度的裏付けが弱いという課題が残されている。本章では、まず日本における企業と NGO を取り巻く制度環境の現状を整理し、次に協働を阻む内部的・外部的制約を特定する。その上で、アパレル企業の強制労働対策を実効性あるものとするために必要な制度的・社会的基盤を提示する。

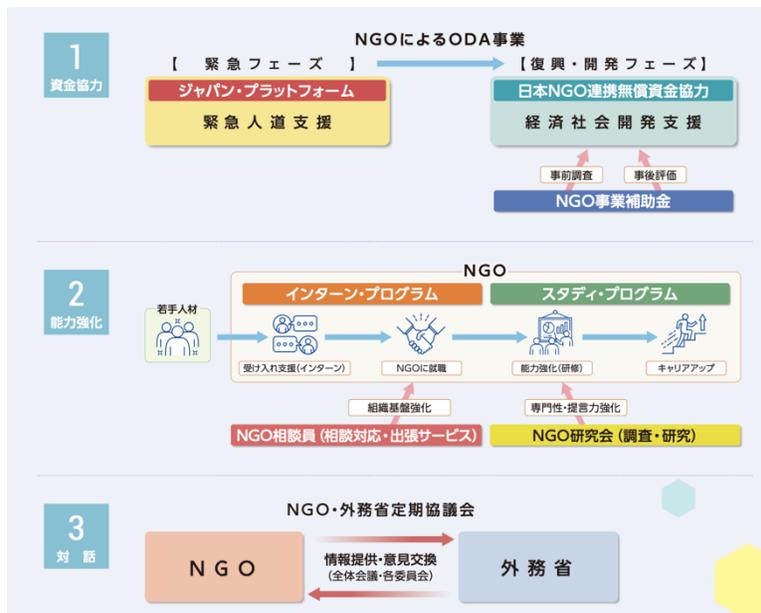
### 第1節 日本における企業と NGO の協働の制度的背景

日本において、NGO は従来、政府開発援助（ODA）を中心とする国際協力分野において重要な役割を担ってきた。とりわけ政府との関係においては、「NGO・外務省定期協議会」や「NGO-JICA 協議会」などの対話の場が継続的に設けられており、NGO の活動を支える公的資金は年間約 100 億円規模に達している。2015 年に NGO-外務省定期協議会連携推進委員会がとりまとめた『NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性～』では、「協働」をキーワードに、国際協力の裾野拡大や ODA 本体事業への NGO 参画、政策提言活動における協力など、10 項目にわたる連携の方向性が示されている。

さらに、2023 年 6 月に閣議決定された「開発協力大綱」においても、市民社会は日本の開発協力における「戦略的パートナー」と明確に位置付けられ、その専門性を活かした持続的な協力の推進や、市民社会の能力向上支援、支援スキームの不断の改善が掲げられている。

このように、日本政府は制度的にも NGO との協働関係を重視する姿勢を一貫して示している。外務省との連携は、①資金協力、②能力強化支援、③対話の三つに大別される。資金協力には、「日本 NGO 連携無償資金協力」、「ジャパン・プラットフォーム」、および「NGO 事業補助金」などが含まれ、NGO による開発・人道支援活動の基盤を支えている。能力強化支援としては、「NGO 研究会」「NGO 相談会」などを通じて、組織運営や事業実施能力の向上が図られている。さらに、定期協議会を通じた政府と NGO の対話は、政策形成過程への NGO の関与を可能にする制度的基盤として機能している。これは ODA に関する情報共有や NGO とのパートナーシップの強化などに関して、定期的に意見交換を行う場として 1996 年から開始された。さらに国外においては、在外日本大使館、JICA、NGO 等の関係者が連携し、政府開発援助（ODA）の効果的かつ効率的な実施を目的とした協議が実施されている。これらは、いわゆる「オールジャパン」としての体制を構築し、日本の「顔の見える支援」を現地レベルで推進するための重要な取り組みとして位置付けられる。

図表 4-1：連携の3本柱



出典：外務省「国際協力とNGO」pp.5-6 より引用。<sup>1</sup>

こうした政府との協働関係の成熟と並行して、近年では企業とNGOの連携も重要性を増している。国際協力NGOセンター（JANIC）は、企業とNGOが地球規模の課題解決に向けて効果的に連携するための指針として、『地球規模の課題解決に向けた企業とNGOの連携ガイドライン』（2017）を策定した。同ガイドラインは、異なる価値観や目的を持つ両者が相互理解と尊重のもとで協働するための原則やメリットを明示している。企業とNGOの連携が、企業側には信頼性やリスク管理の面で、NGO側には活動基盤や発信力の強化という点で双方に利点をもたらすと整理している。

しかし、企業とNGOの関係は、かつては必ずしも協働的なものではなかった。国際協力NGOセンター(JANIC)(2017)によれば、企業とNGOの関係は、従来「対峙型」または「支援型」が中心であった。前者は、NGOが企業の人権侵害や環境破壊を監視・批判する関係であり、後者は、企業が社会貢献の一環としてNGOに資金的支援を行う一方向的な関係を指す。いずれの場合も、対話や共同問題解決を前提とした対等なパートナーシップには至っていなかった。

しかし、近年ではこうした関係性に変化が見られ、両者が共通の課題認識のもとで協働し、相互補完的な連携を行うケースが増加している。国際協力NGOセンター（2017）は、企業とNGOの連携形態を「フィランソロピー（慈善）型」「トランザクション（取引関係）型」「インテグレーション（事業統合）型」の3つに分類している。第一の「フィランソロピー型」は、主に企業によるNGOへの資金的・物的支援が中心となるもので、関係性としては一方向的であり、企業の関与度は比較的低い。具体的には、寄付金や助成金の提供、キャンペーンへの参加などが該当する。第二の「トランザクション型」は、企業とNGOの間に相互理解

と信頼が存在し、両者のミッションや価値観に一定の類似性が見られる関係である。例えば、社員研修への NGO の関与、CSR 調達におけるコンサルティングの提供、企業ガバナンスへの NGO の参画などが含まれる。第三の「インテグレーション型」は、両者の連携が事業レベルにまで統合された高度な協働形態を指す。この形態においては、企業と NGO のミッションや価値観が深く共有され、組織文化にまで影響を与え合っている点が特徴である。コースマーケティングや共同事業の展開などがその代表例とされる。このように、企業と NGO の関係性は、従来の対立的・支援的關係から、より対等で戦略的なパートナーシップへと進化しつつあり、サステナブルな社会実現に向けた重要な枠組みとなっている。

このように、日本における企業と NGO の関係は、従来の対立的・支援的一方向型の関係から、徐々に対話と協働を基盤とする戦略的パートナーシップへと移行しつつある段階にある。しかし、多くの連携はいまだ企業の自発性に大きく依存しており、制度的な裏付けは十分とはいえない。毛利（2011）も、自主的な行動規範や協働の取り組みは政府規制を補完する役割は果たし得るものの、最終的には制度的規制との組み合わせが不可欠であると指摘している。

以上のような制度的背景を踏まえると、日本において企業と NGO の協働を、サプライチェーンにおける強制労働問題の実効的な改善へと結びつけるためには、自発的連携に依存しない制度的・社会的基盤の強化が不可欠である。この点こそが、本章において検討する RQ2 の中心的課題として位置付けられる。

## 第 2 節 企業と NGO の協働を制約する内部的課題

企業と NGO の協働は、強制労働問題の是正に不可欠な枠組みである一方で、NGO 側の組織基盤の脆弱性と活動手法の構造的な限界という複合的な内部課題を抱えている。これらの課題は、企業に対する監視機能や現地での能力開発支援の実効性と継続性を阻害する要因となっている。

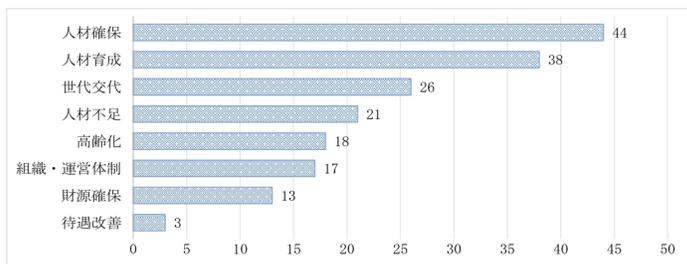
### (1) 組織基盤の脆弱性による活動の制約

日本の NGO は、活動資金を主に寄付金、助成金、政府補助金に依存しており、安定した財源確保が難しい（吉田, 1997）。同文献が執筆された当時は、個人や企業からの寄付に対する税制優遇制度の整備が不十分であったことが大きな課題であった。現在、認定 NPO 法人制度の拡充などにより優遇措置は増加しているものの、欧米諸国と比較してその水準や適用範囲は限定的であり、依然として安定した民間資金の確保が NGO の活動を制約する一因となっている。また、公的助成金は重要な資金源である一方で、単年度運用や煩雑な申請手続きが活動の柔軟性を制約している。補助金への依存度が高まることは、NGO の活動方針が政策に左右されるリスクも指摘されており、結果として、長期的な企業エンゲージメントや継続的な現地支援を行うことが困難となり、活動が短期的・断片的になりやすいという問題が生じている。

また『NGO データブック 2021』によれば、多くの NGO が人材不足や人材育成の困難さを課題として抱えており、専門性を有する有給スタッフの確保が難しい状況にある。専門スタッフの不足は、アパレル産業のサプライチェーンにおける高度な調査や継続的なモニタリングを

単独で行うことの限界につながる。さらに、近年、社会的課題解決を目指す人材が、待遇や機会が優遇される「ソーシャルビジネス」や、SDGs・ESGを重視する企業に流出する傾向が見られるため、NGOセクター自体の魅力発信と次世代人材の育成・継承が急務となっている。

図表 4-2 : NGO が抱える人材課題



出典：外務省『NGO データブック 2021-数字で見る日本のNGO-』 p.89

## (2)NGO 監視機能と対峙型手法の構造的限界

NGOによる労働環境調査にも構造的な制約が存在する。伊藤（2018）は、NGOによる下請け工場での労働環境の調査が困難であることを指摘している。多くの工場は外部の調査者に対して無許可での立ち入りを認めておらず、NGOやジャーナリストが実態把握を試みても、調査の許可が得られない場合が少なくない。仮に調査が許可された場合でも、企業側にとって「労働環境の良さ」をアピールする意図で比較的条件的に整った現場に限られる傾向がある。さらに、これらの調査は通常、事前通告を伴って行われるため、労働者が日常的に直面している実際の就労環境を正確に捉えることは難しい。したがって、NGOによる調査結果は、企業が意図的に提示する「表面的な改善」の範囲に留まる可能性が高く、構造的な問題の把握には限界がある。そこでしばしば上記であげたヒューマンライツ・ナウの事例のように潜入調査が効果的となる。

企業へ直接的な圧力を与える対峙型手法の代表である不買運動に関しても限界が指摘されている。毛利(2011)は、不買運動に関して、ブランドイメージを持たない業種や消費者と直接関わりを持たない企業には効果がないという課題も指摘している。また個別企業に対してNGOや市民社会が個別の企業ごとにキャンペーンを展開し、企業の社会的責任を追求していくのは、時間・資源の面からも限界があると述べている。また、伊藤（2016）は、バングラデシュの労働者から「不買は生活基盤そのものを奪う可能性がある」との声が存在することを紹介しており、単純なボイコットが必ずしも労働者の利益につながらないという逆説的問題も浮き彫りになっている。

以上のように、日本のNGOは強制労働問題に対して重要な役割を果たしてきた一方で、調査活動の構造的困難性、組織基盤の脆弱性、そして対峙型アプローチの限界といった複合的な制約を抱えている。これらの点を踏まえると、強制労働問題の抜本的な是正を実現するために

は、NGO の努力のみに依存するのではなく、企業との協働関係の制度化や、それを支える社会的・制度的基盤の強化が不可欠であるといえる。

### 第3節 企業と NGO の協働を制約する外部的環境

本節では、企業と NGO の協働が真に強制労働の是正に貢献するのを阻む、日本国内および途上国側の外部的制約と社会的な課題について考察する。

#### (1) 途上国側の政治的・制度的制約

アパレル産業における強制労働問題の是正において、NGO は重要な役割を担っているが、その活動は各国の政治体制や制度環境によって大きな制約を受けている。毛利（2011）は、途上国における NGO と国家の関係について、「権威主義的政府や軍事政権が残る途上国では、政府に対する不信感が強く、NGO の活動は厳しく制限されている」と指摘している。また、ベトナムやラオスなどの社会主義国家では、非政府組織の存在そのものが制度上認められていない場合もある。さらに、海外の援助機関や外国政府、国際 NGO からの資金流入を監視する目的で、登録制度や法規制が設けられ、NGO の活動が管理・制限されている国も少なくない。

このような政治的・制度的制約の下では、NGO がたとえアパレル産業における強制労働の実態を把握したとしても、その情報を自由に公表したり、政府機関や企業に対して十分な是正要求を行ったりすることが困難となる。このように、アパレル産業の強制労働問題は、企業の道徳的責任や NGO による監視・介入のみでは解決が困難であり、国家による実効性ある法執行と制度的保障が不可欠であることが分かる。第2節で示したように、企業と NGO の協働は一定の成果を挙げているものの、それはあくまで企業の自主性に依存した枠組みにとどまる。さらに、本節で示したような国家による NGO 規制や統治体制の問題が重なることで、強制労働問題の是正は一層困難なものとなる。

#### (2) 日本における制度的強制力の欠如

強制労働是正における日本国内の最大の問題は、企業行動に対する法的強制力の欠如にあり、これが企業と NGO の連携を自発的・慈善的なものに留まらせる根本原因となっている。

##### ① 法整備の不在と国際的な遅れ

現行の日本の制度では、企業に対し人権デューデリジェンス（DD）の実施を義務付ける法的規制が存在しない。政府が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（2022年9月発表）はあくまで任意であり、これを遵守しなくても罰則が伴わない。この分野では近年、国際的に法制化が加速しており、米国で「ウイグル強制労働防止法」（2022年6月施行）が、欧州ではドイツで人権・環境デューデリジェンス法（2023年1月施行）が矢継ぎ早に施行されたほか、EU レベルでも CSDDD（企業持続可能性デューデリジェンス指令）の審議が進められている。この潮流と比較して、日本の制度は明確な遅

れとなっている。毛利（2011）が指摘するように、自主的な行動規範は政府規制を補完する役割は果たし得るものの、最終的には制度的規制との組み合わせが不可欠である。

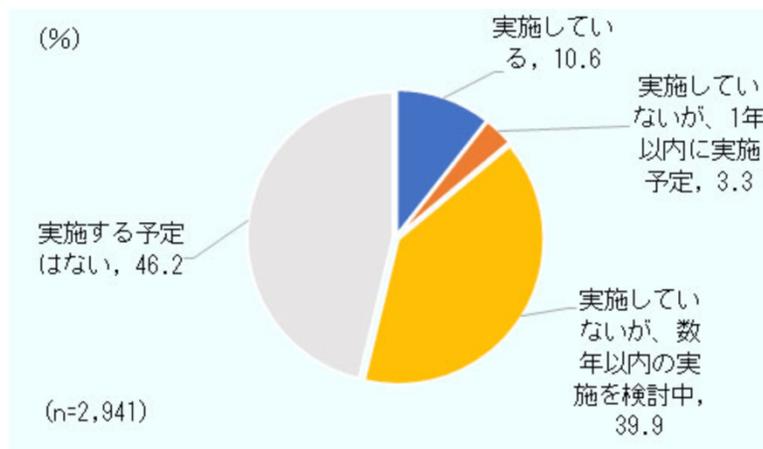
## ②人権デューデリジェンス(DD)実施の現状と構造的な課題

人権デューデリジェンスという概念自体、日本では比較的新しく、企業関係者からは「なじみがない」との声も聞かれる。ジェトロが行った2022年の調査によれば、人権DDを実施している企業は全体の10.6%にとどまり、残りの約9割は未実施である。特に、国内ビジネス中心の企業では認識が不十分な傾向があり、中小企業では人権尊重方針を策定しても公開しないケースが多数派（策定企業の3分の1にとどまる）であることが明らかになっている。

これからDDに取り組む企業は、「具体的な取り組み方法がわからない」（40.4%）、「十分な人員・予算を確保できない」（28.5%）といったリソースと知識不足に直面している。さらに、既に実施中の企業であっても、「1社だけでは解決できない複雑な問題がある」

（32.8%）や「サプライチェーン構造が複雑で、範囲の特定が難しい」（22.2%）という、単独での解決が困難な構造的な課題を抱えている。アパレル産業においては、「直接コンタクトできない間取引先や海外の取引先に関して、人権デューデリジェンスの実効性をいかに担保していくかが問題」といった具体的な声がヒアリングで聞かれている。このサプライチェーンの多層性と複雑性は、人権問題との親和性が高いアパレル産業において、DDの実効性を担保する上で特に深刻な課題となっている。

図表 4-3：人権デューデリジェンスの策定状況



出所：ジェトロ(2023)より引用。<sup>2</sup>

## ③ 企業とNGOの連携への影響

こうした現状は、強制労働問題の是正を企業の自主性に依存させ、その取り組みが短期的、断片的、かつ非公開となることを助長している。企業がDDを任意として捉える限り、時間・労力・コストを伴う本格的なDD（OECDの6ステップに準拠し、継続的にサイクルを回すプロセス）の実施には踏み切りにくく、「監査疲れ」といった形で現場の負担が増大するのみと

なる。したがって、企業にとって実効的な是正に必要な NGO の現場知見や監視機能の活用は、リスク管理上の必須コストとして認識されず、連携は「慈善型」に留まりやすい。この制度的な裏付けの不足こそが、企業と NGO の協働を、サプライチェーンにおける強制労働問題の実効的な改善へと結びつける上での中心的な制約となっている。

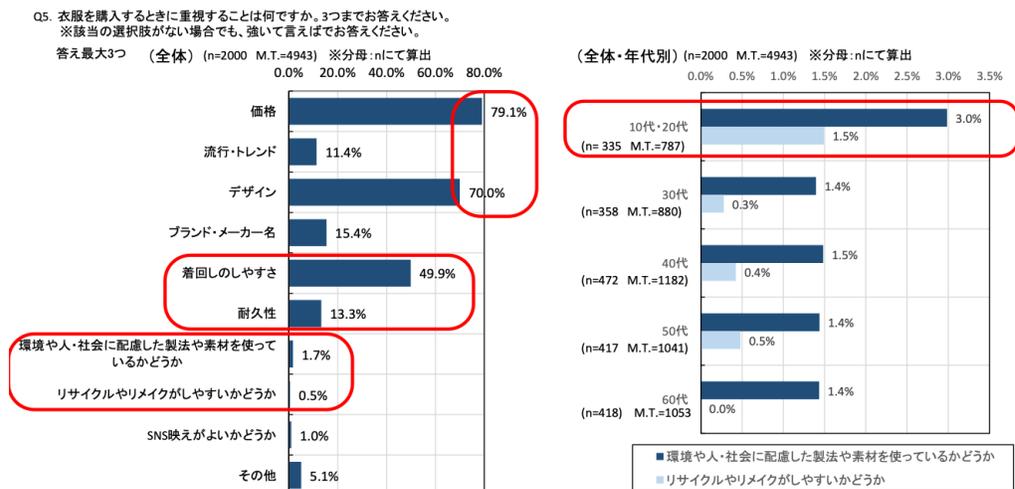
### (3)消費者意識の構造的制約

日本において NGO がアパレル産業の強制労働問題に対して啓発活動や企業への働きかけを行う上では、消費者意識の在り方も重要な社会的基盤となる。

#### ①価格重視の傾向と大量消費構造の温存

消費者庁が 2022 年 7 月に実施した調査<sup>3</sup>によると、日本の消費者は衣服購入時に依然として「価格」や「デザイン」を重視する傾向が明らかになっており、「環境や人・社会に配慮した製法」を考慮する割合は低い。この傾向は、特に若年層以外の世代で顕著である。これらの意識は、環境省のデータが示すように、日本人一人当たりの年間購入枚数が処分枚数を上回る（購入約 18 枚、処分約 15 枚）という大量消費・大量廃棄の構造を温存させている。このような消費行動は、サプライチェーン上流の低コスト競争を助長し、強制労働問題の温存に密接に関係している。

図表 4-4：衣服購入時に意識する点

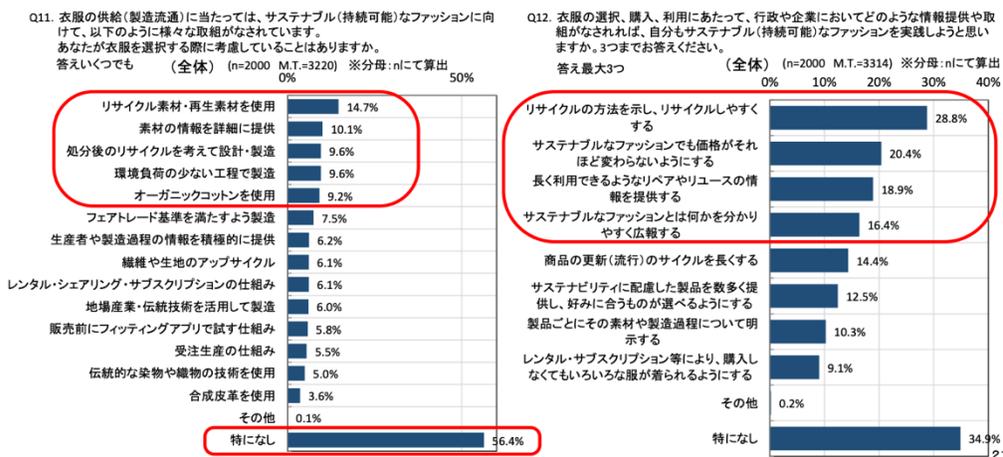


出典：消費者庁 (2022) p.9 より引用。

## ② 情報不足と行動変容の阻害

また、消費者側にも、サステナブルファッション商品が高価であること、そしてどの製品が倫理的であるかを判断するための情報が十分に提供されていないという課題がある。実際に、「衣服を選択する際にサステナブルファッションに関する取り組みを考慮しているか」という問いに対しては、「特になし」と回答した消費者が過半数を占めており、サステナビリティへの関心や意識は依然として十分に浸透していない現状が示されている。しかし、同時に、アパレル産業の課題について「よく知っている」消費者ほど倫理的製品を選ぶ傾向が高いこと、また、「適切な情報提供」や「価格面での工夫」があれば行動変容を促進できる可能性も示唆されている。

図表 4-5：衣服選択時の考慮点及びサステナブルファッション推進に向けた要望



出典：消費者庁（2022）p.21 より引用。

## ③ 構造的制約から社会的合意へ

環境負荷の軽減と労働者の権利保護を両立させるためには、NGOや企業の取り組みのみならず、消費者一人ひとりの意識改革と行動変容が不可欠である。伊藤（2016）は、私たちが同じ人間であるという基本に立ち返り、服を作るプロセスに関心を寄せること、服を作る人々の人権と人間らしい労働環境を求めていくこと、そして労働者の犠牲の上に成り立つ低価格商品を望まないという意思を社会的合意へと高め、市場のトレンドとして形成していくことの重要性を指摘している。しかしながら、日本の消費者意識には依然として価格・デザイン重視の傾向や情報不足といった課題が残されており、これらはアパレル産業における強制労働問題の是正を進める上での構造的制約となっている。他方で、適切な情報提供や価格調整、リユース・リサイクルの促進といった環境整備を通じて、消費者行動が変容する可能性も示されていることから、NGOによる企業監視や啓発活動の実効性を高めるためには、消費者を含めた社会全体の意識形成を同時に進めていくことが不可欠であるといえる。

#### 第4節 企業×NGO 協働の実効性を高める制度的・社会的基盤の整備

第2節および第3節で特定した課題を克服するための具体的な提言を、RQ2 に対する回答として、制度的要因と社会的要因の二つの柱に分けて提示する。

##### (1)制度的要因の強化

企業の自主性への依存という根本的な課題を克服し、企業と NGO の協働に実効性を持たせるためには、国家レベルでの法的拘束力と NGO の活動基盤の安定化が必要となる。まず、企業の行動に対する実効性を確保するため、EU の指令などの国際的な動向を踏まえ、日本においても人権デューデリジェンス (DD) を企業の義務とし、法的拘束力を持たせる必要がある。これは、企業の自主的な努力に依存する現状から脱却し、人権配慮を経営の必須コストとして組み込ませる上で、最も強力な施策である。この法制化を通じて、NGO による監視・告発機能を、法制度下での救済メカニズムや是正勧告と連携させ、企業行動の実効性を担保すべきである。また、企業行動へのインセンティブを与えるため、国や自治体の公的調達において、サプライチェーン上の強制労働防止を入札の必須条件として組み込むことも効果的である。

NGO が長期的な現場介入・能力開発支援を継続できるよう、その活動基盤を強化する必要がある。具体的には、認定 NPO 法人制度などを通じた現行の優遇措置に加え、個人・企業からの寄付に対する税制優遇措置をさらなる拡充し、NGO の安定した民間財源を確保するとともに、公的助成金制度の複数年度運用や申請手続きの簡素化を推進すべきである。これにより、NGO は専門人材を確保し、柔軟かつ継続的な現地支援を行える環境が整備される。

##### (2)社会的要因の強化

企業の自主的な努力と NGO の監視機能を支える社会的土壌を醸成するためには、消費者を含めた社会全体の倫理的意識の改革が不可欠となる。消費者の購買行動を支援するため、企業に対しサプライチェーンの人権リスクに関する情報公開を義務付けるとともに、消費者が製品の倫理性・サステナビリティを容易に判断できる統一的な認証ラベルや情報開示基準を整備する必要がある。これは、第3節で論じた情報不足の課題を解消し、倫理的消費を促進する基盤となる。また、倫理的消費を社会の規範として確立するための意識改革が求められる。学校教育や生涯学習の場において、「サプライチェーンの倫理」や「倫理的消費」に関する教育を強化すべきである。NGO は、その現場の知見を活かし、消費者に対し、労働者の犠牲の上に成り立つ低価格商品を望まないという意思を社会的合意へ高めるための啓発活動を強化すべきである。これにより、消費者行動が市場のトレンドとなり、企業のサプライチェーンにおける人権配慮を内側から動かす社会的圧力を形成する。

また、企業と NGO の連携を質的に向上させる必要がある。行政や中間支援組織は、NGO の現場知見と企業の技術的リソースを統合するため、企業と NGO が本業に直結した共同事業 (インテグレーション型) を展開するための対話プラットフォームを積極的に提供・支援すべ

きである。これは、NGO の監視機能だけでなく、現場介入機能を企業のリスクマネジメントと一体化させ、協働の実効性を高める。

## 第 5 節 サステナブルファッションへの波及効果

強制労働問題の是正に向けたこれらの制度的・社会的基盤の強化は、アパレル産業全体のサステナブルファッションへの移行を促す波及効果を持つ。強制労働の是正が実効性を帯びるためには、サプライチェーンの最終責任者である企業が、その取り組みを自主的な CSR 活動ではなく、経営の必須責任として位置づける必要がある。このプロセスにおいて、NGO は単なる監視者ではなく、現地ネットワークと労働問題の専門性を持つ不可欠な実務パートナーとして、企業の人権デューデリジェンスや是正プロセスに組み込まれる。

そして、法的拘束力（DD 義務化）と消費者圧力（意識変革）という外部からの力が作用することで、企業は、サステナブルな取り組みを下請けに押し付けるのではなく、適正価格の支払い、長期契約、調達条件の見直しといった、サプライチェーンの根本を改革する責任を主体的に引き受けるようになる。この変化は、まず制度が企業行動を律し、次に社会が企業を評価する規範となり、その結果、NGO が企業変革のパートナーとなるという連鎖的な構造変革によってもたらされる。この構造が確立することで、企業はサプライチェーンの構造的課題を是正するインセンティブを得る。サステナブルファッションは、一部の企業の理念から、市場と制度の相互作用によって機能する構造へと昇華し、強制労働のない持続可能な生産体制が社会的な規範となる。

---

<sup>1</sup> 外務省「国際協力と NGO」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100020773.pdf>（最終閲覧日 2025 年 12 月 1 日）

<sup>2</sup> JETRO「人権デューデリジェンス、日本企業の対応は？」  
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2023/0303/9cfcf53ac729103f.html>（最終閲覧日：2025 年 12 月 1 日）

<sup>3</sup> 消費者庁（2022）『「サステナブルなファッション」に関する消費者意識調査』  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/ethical/investigation/assets/consumer\\_education\\_cms202\\_211013\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/investigation/assets/consumer_education_cms202_211013_01.pdf)（最終閲覧日：2025 年 11 月 16 日）

## 第5章 企業責任と NGO 協働の統合分析と展望

### 第1節 企業責任の再構築と NGO の機能的意義

本論文では、「アパレル産業のグローバル・サプライチェーンにおける強制労働問題の是正という複雑な課題に対し、企業と NGO の協働の実効性という観点から分析を行い、その強化策を提言する」ことを目的として研究を進めてきた。この目的を達成するために、本論文は以下の二つのリサーチクエスチョン (RQ) を立てた。RQ1: 「途上国におけるアパレル産業において、NGO はどのように労働問題の是正と持続可能なサプライチェーン構築に貢献しているのか。」 RQ2: 「日本において、企業と NGO の連携を促進し、サプライチェーンにおける強制労働問題の実効的な改善を実現するためには、どのような制度的・社会的要因の強化が必要か。」 これらを明らかにするために、これまでの議論の確認を行ったうえで、アパレル産業の構造的な課題と NGO の機能性を分析し、その課題に対する施策を検討してきた。ここまでの研究を簡潔にまとめ、最後に問いに対する結論について言及する。

第1章では、本論文のテーマ選定理由と構成を示し、アパレル産業のグローバル化が生む強制労働問題の深刻さと、企業単独の取り組みの限界という問題意識を提示した。

第2章では、アパレル産業の強制労働問題が、グローバルなサプライチェーンの構造的要因に根差すことを分析する。企画・販売を担うアパレル企業 (バイヤー) は、多層下請け構造において経済的優位性を利用し、サプライヤーに低価格・短納期を要求する。これにより、生産拠点の途上国のシフトが加速し、現地で低賃金や長時間労働といった「スウェットショップ問題」を常態化させている。その実態は深刻であり、バングラデシュの事例から、安価な女性労働力への依存や、ラナプラザ崩落事故に象徴される労働安全衛生の欠如を指摘した。国際社会は「ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP)」や「国際アコード」などの枠組みを整備したが、多くは法的拘束力に乏しい。H&M やユニクロの事例は、企業が NGO の告発という外部圧力を受けて透明性を向上させたものの、利益追求という構造的ジレンマから根本的な解決には至らないことを示している。したがって、強制労働の根絶には、企業の自主的な努力だけでなく、NGO による監視・支援と、行政による制度的規制が相互に補完し合う「三者連携」が不可欠であると結論づけた。

第3章では、RQ1 への回答として、NGO へのインタビュー調査を含む事例分析を行い、NGO の貢献を多角的に分析した。この分析に基づき、NGO の機能を「現場介入・能力開発機能」「監視・規範設定機能」「情報発信・意識変革機能」という三つの機能として整理した。特に、NGO の最大の強みは「現場知見」に基づく橋渡し役であり、これら多角的な活動を通じて、強制労働の構造的課題に介入し、企業の自主的な努力だけでは達成できない是正の実効性、および地域社会の自立を含む持続可能なサプライチェーンの構築に不可欠な役割を果たすと結論づけた。

第4章では、本章は、RQ2 「日本において、アパレル企業がサプライチェーンにおける強制労働問題を実効的に是正・予防するために、どのような制度的・社会的環境の整備が必要か」を考察した。企業と NGO の協働は、強制労働是正に不可欠だが、現状は企業の自発性に依存

し、制度的裏付けが弱い。協働を阻む要因として、日本における人権 DD の法的強制力の欠如、欧米諸国と比較した制度的な遅れ、NGO の組織基盤の脆弱性、そして国内消費者の価格重視傾向による大量消費構造の温存が特定された。これらの課題克服に向け、以下の整備が提言した。まず制度的要因として、国際動向を踏まえた人権デューデリジェンスの法制化（DD 義務化）が必須である。これは企業の取り組みを経営の必須責任とし、NGO の監視機能と法制度を連携させる。次に社会的要因として、消費者による倫理的購買を促す情報開示基準の整備や、NGO による啓発活動を通じた社会的規範の確立が求められる。これらの基盤整備により、企業は強制労働対策を経営必須事項として位置づけ、NGO を実務パートナーとして組み込むことで、サステナブルファッションへの移行が促されると結論づけている。

以上を踏まえ、本論文は以下の結論を導き出す。RQ1 への結論として、NGO は、現場知見に基づき、企業の自主監査の限界を補完する監視・規範設定機能と、労働者の交渉力を高める現場介入・能力開発機能を両立させることで、強制労働是正に不可欠な実効性を与えている。そして RQ2 への結論として、企業と NGO の連携を実効的な改善に繋げるために必要な取り組みとは、企業の「任意的な CSR」への依存を断ち切る「法的強制力（DD 義務化）」と「社会的規範（倫理的消費）」の統合的な構築であると結論づけたい。この基盤の上で、NGO が実務パートナーとして組み込まれることで、アパレル産業はサステナブルな構造へと転換する。

## 第 2 節 本論文の課題

最後に本論文における課題を 2 点あげる。第一の課題は、本論文の核である「企業と NGO の協働」を論じるにあたって、分析対象の視点に偏りが生じ、一貫性を欠いた点である。アパレル企業の強制労働問題は、サプライチェーン構造、企業規模、コスト構造など複数の要因が相互に関係する複合的な課題である。そのため、本研究ではどの視点から分析を行うかの整理に時間を要し、分析対象の設定を十分に絞り込んだ上で議論を展開することが難しかった。

RQ1 の解明のために NGO 側へのインタビュー調査を含む詳細な分析を行い、NGO の機能と貢献を明確にできたことは成果である。しかし、その裏返しとして、提言の実現可能性を左右するアパレル企業側、特に日本企業の実態把握が決定的に不足した。具体的には、提言の前提となる、国内アパレル産業の大部分を占める中小企業が人権デューデリジェンスをどのように認識し、どのようなリソースや技術的な障壁に直面しているのかについて、企業への一次データ（アンケートやヒアリング）を用いた分析を行うに至らなかった。この結果、NGO の視点からの課題認識は示されたものの、提言が企業側の現実的な経営判断やリソース配分に即しているかという両側からの検証が不十分となり、提言の説得力に影響を与えたと認識している。

第二の課題は、本研究が提言した解決策、特に制度的・財政的な強化策について、その具体的根拠と実現に向けたロードマップが十分に詰められていない点である。提言の核である人権 DD の法的義務化について、具体的かつ実現可能なロードマップを示すには至らなかった。また、NGO への財政支援策についても、その経済的な試算や費用対効果の検証が欠如してお

り、提言した解決策の具体的根拠と実現可能性を示すための裏付けが弱いという課題が残った。

## 文献一覧

1. ACE 「ACE とは」 <https://acejapan.org/about> （最終閲覧日：2025年12月2日）
2. ACE 「インド・コットン生産地の児童労働」 <https://acejapan.org/cotton/childlabour> （最終閲覧日：2025年12月2日）
3. Fashion Revolution 「Fashion Transparency Index 2023」  
[https://issuu.com/fashionrevolution/docs/fashion\\_transparency\\_index\\_2023\\_jpver\\_fin](https://issuu.com/fashionrevolution/docs/fashion_transparency_index_2023_jpver_fin) （最終閲覧日：2025年12月4日）
4. 外務省 「国際協力と NGO」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100020773.pdf> （最終閲覧日：2025年12月1日）
5. 外務省・特定非営利活動法人国際協力 NGO センター(JANIC)(2016) 「NGO データブック 2016-数字でみる日本の NGO-」
6. 外務省・特定非営利活動法人国際協力 NGO センター(JANIC)(2022) 「NGO データブック 2021-数字でみる日本の NGO-」
7. H&M 「Fair Labor Practices」 [https://www2.hm.com/ja\\_jp/sustainability-at-hm/our-work/fair.html?srsId=AfmBOoqbCKA2e0aLTiEwCS5jfm\\_rs25GoDuH\\_YvJpetPFrhQXgRwcvqm](https://www2.hm.com/ja_jp/sustainability-at-hm/our-work/fair.html?srsId=AfmBOoqbCKA2e0aLTiEwCS5jfm_rs25GoDuH_YvJpetPFrhQXgRwcvqm) （最終閲覧日：2025年11月14日）
8. ヒューマンライツ・ナウ 「【活動報告】ユニクロ・製造請負工場における労働者の権利侵害に対する取り組み」 [https://hrn.or.jp/activity\\_statement/9143/](https://hrn.or.jp/activity_statement/9143/) （最終閲覧日：2025年12月1日）
9. ヒューマンライツ・ナウ 「ヒューマンライツ・ナウとは」 <https://hrn.or.jp/outline/> （最終閲覧日：2025年12月1日）
10. 伊藤和子(2016) 『ファストファッションはなぜ安い?』 コモンズ
11. 国際労働機関 (ILO) <https://www.ilo.org/> （最終閲覧日：2025年12月1日）
12. 国際労働機関 (ILO) (2025) *Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward*, International Labour Office.
13. 国際労働機関・日本貿易振興機構 (2022) 『Responsible Business Conduct and Human Rights Due Diligence: Good Practices of Japanese Companies (日本企業における責任ある企業行動と人権デューデリジェンスの好事例)』 国際労働機関 (ILO)。
14. 国際協力 NGO センター (JANIC). 「活動情報・資料」 <https://www.janic.org/active/> （最終閲覧日：2025年12月1日）

15. 国際協力 NGO センター JANIC (2017) 『地球規模の課題解決に向けた企業と NGO の連携ガイドライン Ver.5』
16. JETRO 「縫製工場での安全基準の今: 日系企業の取り組みと課題 (バングラデシュ)」  
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/822f0e853ebe9799.html> (最終閲覧日: 2025 年 12 月 1 日)
17. JETRO 「人権デューデリジェンス、日本企業の対応は?」  
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2023/0303/9cfcf53ac729103f.html> (最終閲覧日: 2025 年 12 月 1 日)
18. JETRO 「人権関連の法制化が進む一方で、順守体制に課題も (フランス)」  
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/267f862f02af9ec3.html> (最終閲覧日: 2025 年 11 月 1 日)
19. JETRO 「2024 年度海外進出日系企業実態調査|アジア・オセアニア編-景況感はインドで好調、ASEAN で回復、中国で低迷-」  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/2737fbd089afdb85/20240024rev1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/2737fbd089afdb85/20240024rev1.pdf) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 1 日)
20. 川村祐子(2023) 「企業と NGO の連携—カカオ産業の児童労働撤廃に向けた取り組み事例から学ぶ—」 <https://crt-japan.jp/files2023/SHE%20Japan/ACE.pdf> (最終閲覧日: 2025 年 12 月 1 日)
21. 環境省(2020) 「サステナブルファッション」 [https://www.env.go.jp/policy/sustainable\\_fashion/](https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/)  
(最終閲覧日: 2025 年 12 月 1 日)
22. 環境省(2023) 「循環型産業への移行に向けた JSFA の取り組み」  
<https://www.env.go.jp/content/000156470.pdf> (最終閲覧日: 2025 年 12 月 1 日)
23. 環境省(2022) 「令和 3 年度ファッションと環境に関する調査業務【海外動向調査】」  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/meeting\\_materials/assets/consumer\\_education\\_cms202\\_220713\\_04.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/meeting_materials/assets/consumer_education_cms202_220713_04.pdf) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 6 日)
24. 加藤秀雄・奥山雅之(2020) 『繊維・アパレルの構造変化と地域産業』 文真堂
25. 鎌田安里紗 (2023) 「サステナブルファッションに関する企業の取り組み」 『廃棄物資源循環学会誌』 第 34 巻第 3 号, pp.198–204.
26. 経済産業省(2023) 「繊維産業の現状と国内外のサステナビリティをめぐる動向等を踏まえた今後の方向性について」  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo\\_sangyo/textile\\_industry/pdf/007\\_03\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/pdf/007_03_02.pdf) (最終閲覧日: 2025 年 11 月 16 日)

27. 経済産業省(2024)「繊維産業の現状と政策について」  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/fiber/pdf/240516.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/240516.pdf) (最終閲覧日 : 2025年12月1日)
28. 経済産業省(2021)「第3回これからのファッションを考える研究会～ファッション未来研究会～」  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/fashion\\_future/pdf/003\\_gijiyoshi.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/fashion_future/pdf/003_gijiyoshi.pdf) (最終閲覧日 : 2025年11月16日)
29. 経済産業省(2021)「ファッションの未来に関する報告書」  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/fashion\\_future/pdf/20220428\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/fashion_future/pdf/20220428_1.pdf) (最終閲覧日 : 2025年11月16日)
30. KnowTheChain (2023). *AF Benchmark Report 2023*, Business & Human Rights Resource Centre
31. 熊谷章太郎 (2018) 「アパレル生産からみたアジアの労働集約型産業の未来 — 自動生産技術の普及で低賃金狙いの生産シフトは反転するか —」 『環太平洋ビジネス情報 RIM』 18(71), 30-49.
32. 毛利聡子(2011)「NGO から見る国際関係グローバル市民社会への視座」 法律文化社
33. 三菱リサーチ&コンサルティング「「ビジネスと人権」に関する国内外の最新動向」  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/attach/pdf/jinken-seminar-14.pdf> (最終閲覧日 : 2025年12月3日)
34. 水野大二郎(2022)『サステナブル・ファッション：ありうるかもしれない未来』
35. 長田華子(2016)『990円のジーンズがつくられるのはなぜ?』 合同出版株式会社
36. 長田華子(2017)「世界の縫製工場バングラデシュで何が起きているか」 大原社会問題研究所
37. NIKE「サプライチェーンでは働く人々の健康と安全をサポートするために」  
<https://about.nike.com/ja/impact/initiatives/supporting-supply-chain-health-and-safety> (最終閲覧日 : 2025/11/14)
38. 日本経済新聞(2025)「アパレル(総合)業界 市場規模・動向や企業情報」  
[https://www.nikkei.com/compass/industry\\_s/0351](https://www.nikkei.com/compass/industry_s/0351) (最終閲覧日 : 202511月16日)
39. 岡野隆宏 (2023) 「日本におけるファッションと環境をめぐる現状と課題」 『廃棄物資源循環学会誌』 第34巻第3号, pp.183–191.
40. ピエトラ・ラボリ(2007)『あなたのTシャツはどこから来たのか?』 雨宮寛・今井章子訳 東洋経済新報社

41. 消費者庁 (2022) 『「サステナブルなファッション」に関する消費者意識調査』  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/ethical/investigation/assets/consumer\\_education\\_cms202\\_211013\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/investigation/assets/consumer_education_cms202_211013_01.pdf) (最終閲覧日：2025年11月16日)
42. 消費者庁「サステナブルファッションの推進に係る取組」  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/resource\\_recycling/pdf/001\\_04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/resource_recycling/pdf/001_04_00.pdf) (最終閲覧日：2025年11月16日)
43. 消費者庁(2022)「日本におけるサステナブルファッション」  
[https://www.caa.go.jp/policies/future/topics/meeting\\_008/materials/assets/future\\_caa\\_cms201\\_220325\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/future/topics/meeting_008/materials/assets/future_caa_cms201_220325_01.pdf) (最終閲覧日：2025年11月16日)
44. 白木夏子(2021)『ファッションの仕事で世界を変える—エシカルビジネスによる社会貢献—』ちくまプリマー新書
45. 白木朋子 (2013) 「第6章 児童労働撤廃に向けたステークホルダー連携の意義と NGO の役割」『児童労働撤廃に向けて：今、私たちにできること』アジ研選書 33、日本貿易振興機構アジア経済研究所
46. 谷本寛治(2020)『企業と社会』中央経済社
47. 谷本寛治(2022)『わたしたちの暮らしは世界とつながっている』千倉書房
48. 楯 晃次, 長谷川雅子(2023)「NGO の構造的な課題への問いかけ—『データブック 2021』と国際開発学会 RT の学びから—」THINK Lobby J. Vol.1 pp.41-54,
49. United Nations Global Compact 公式ウェブサイト <http://www.unglobalcompact.org/> (最終閲覧日：2025年12月1日)
50. 株式会社矢野経済研究所「国内アパレル市場に関する調査を実施(2024年)」  
[https://www.yano.co.jp/press-release/show/press\\_id/3660](https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/3660) (最終閲覧日：2025年12月1日)
51. 吉田幹正 (編) (1997) 『NGO の現在：国際協力活動の現状と課題—エグゼクティブ・サマリー—』アジア経済研究所
52. 大和総研 (2022) 「なぜ今、「サステナブルファッション」が望まれるのか」  
[https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20220222\\_022867.pdf](https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20220222_022867.pdf) (最終閲覧日：2025年12月1日)
53. ZARA 「Join Life」 <https://www.zara.com/jp/ja/z-join-life-mkt1399.html> (最終閲覧日：2025年11月14日)